

令和7年度
八潮市外部評価報告書

令和8年2月
八潮市外部評価委員会

目 次

1.	八潮市外部評価の目的	1
2.	八潮市外部評価委員会の職務	1
3.	会議日程	1
4.	行政内部の行政評価	2
5.	外部評価対象事業の選定	6
	(1) 事務事業評価の選定	6
	①1次選定の基準	6
	②2次選定の基準	6
	(2) 年次事業評価の選定基準	7
6.	外部評価対象事業	8
7.	評価の流れ	9
	(1) 事務事業評価に対する外部評価	9
	(2) 年次事業評価に対する外部評価	9
	(3) 現地調査を伴う外部評価	9
	(4) 外部評価実施済み事業の再評価	9
8.	評価	10
	(1) 事務事業評価に対する評価	10
	①事業の評価に対する評価	10
	②総合評価に対する評価	11
	③今後の方向性について	12
	(2) 年次事業評価に対する評価	13
	①事業の評価に対する評価	13
	②総合評価に対する評価	14
9.	外部評価の結果（概要）	15
	(1) 事務事業評価に対する外部評価の結果	15
	(2) 年次事業評価に対する外部評価の結果	17
10.	外部評価の結果（個別）	19
	・ふるさと納税推進事業	23
	・生活困窮者自立支援事業	25
	・こども誕生応援事業	27
	・備蓄物資整備事業	29
	・八潮市障がい者福祉施設やまびこ	31
	・八潮市立八條図書館及び八條公民館	34
11.	全体に関する意見	37

資料編

令和 7 年度事務事業評価シート	39
令和 7 年度年次事業評価シート	47
令和元年度八潮市行政評価における外部評価報告書（抜粋）	57
令和 7 年度外部評価シート	59
八潮市外部評価委員会委員名簿	61

1. 八潮市外部評価の目的

事業の実施主体である市が実施した事務事業評価及び年次事業評価¹について、外部評価委員が市民の立場に立って評価を行うことにより、事務事業評価及び年次事業評価の客観性・透明性を確保し、効率的かつ効果的な行政運営を推進することを目的とする。

2. 八潮市外部評価委員会の職務

八潮市外部評価委員会（以下「本委員会」という。）の職務は、八潮市附属機関設置条例（昭和57年条例第15号）別表に、次のとおり定められている。

八潮市附属機関設置条例 別表（第2条関係）

附属機関名	職務
八潮市外部評価委員会	市の事務事業評価及び八潮市公の施設 ² の指定管理者 ³ の指定の手續等に関する条例に基づく年次事業評価に関する事項を調査審議する。

3. 会議日程

令和7年度八潮市外部評価委員会の日時、開催方法及び主な内容は、表1のとおりである。

表1 令和7年度八潮市外部評価委員会の日程

回数	日時	開催場所	主な内容
第1回	令和7年10月31日（金） 10：00～11：50	市役所4-2会議室	・外部評価の概要説明 ・外部評価2事業 （事務事業評価1事業、 年次事業評価1事業）
第2回	令和7年11月10日（月） 10：00～11：35	市役所3-4会議室	・外部評価2事業 （事務事業評価2事業）
第3回	令和7年11月26日（水） 10：00～12：20	市役所大会議室 八條公民館会議室2	・外部評価2事業 （事務事業評価【再評価】1事業、 年次事業評価【現地視察含む】1事業）
第4回	令和8年1月26日（月）～ 令和8年2月10日（火）	書面開催	・外部評価の総括

1 年次事業評価

市が指定管理者の業務の遂行状況及び運営により提供されるサービスについて評価するもの。また、公の施設の管理運営に関する事務事業の中で、指定管理者制度[※]は、公の施設を管理運営する一つの手法であり、指定管理者の業務について市が評価した年次事業評価は、事務事業評価の基礎となる。

※指定管理者制度…公の施設の管理運営を指定管理者に委任し、民間委託事業者等のノウハウを生かした市民サービスの向上、経費の節減及び効率性の向上を図ることを目的とした制度。

2 公の施設

地方公共団体が住民の福祉を増進する目的のために設置し、その地方公共団体の住民が利用する施設。

（例：社会教育施設《図書館、公民館等》・

社会福祉施設《老人福祉センター、保健センター、児童館等》等）

3 指定管理者

地方公共団体から公の施設の管理を任される団体[※]（民間事業者、NPO法人など）

※団体であれば法人格は必ずしも必要ではない。ただし、個人は不可。

4. 行政内部の行政評価

市では、令和6年度に実施した42施策、374事務事業を対象に、行政内部の行政評価として「施策評価」及び「事務事業評価」を実施した。また、指定管理者によって管理される13の施設について、年次事業評価を実施した。

施策評価の目的は、施策レベルで投入コストや成果（業績）を把握し、八潮市総合計画の進捗管理を行うことと、施策の現状、課題などを分析し、施策の展開方針を示すことである。

事務事業評価の目的は、市の実施する事務事業について評価することにより、事務事業の見直し、職員の意識改革、さらに市民への説明責任を果たすことと、総合的・計画的・効率的な行政運営を推進し、市民満足度の向上を図ることである。

年次事業評価の目的は、市が指定管理者の業務の遂行状況及び運営により提供されるサービスについて評価することにより、指定管理者に対して、施設の適正な運営やサービスの向上を促すことである。

本委員会では、「事務事業評価」4事業及び「年次事業評価」2事業について評価を行った。令和7年度（令和6年度実施事業）施策評価・事務事業評価及び年次事業評価の結果は、表2、表3及び表4のとおりである。

表2 令和7年度施策評価結果（令和6年度に実施した42施策）

評価項目	説明	評価内容	件数(件) ※1	割合(%) ※2
課題	目標達成のための課題	課題はほとんどない	2	3
		ある程度課題がある	55	90
		大きな課題がある	4	7
		計	61	100
総合評価	成果指標や事務事業評価結果を踏まえ進捗度を総合的に評価	順調	12	20
		概ね順調	48	79
		遅れ	1	2
		計	61	100
方向性	今後の施策の方向	現状のまま推進	44	72
		見直して推進	17	28
		大幅に見直して推進	0	0
		計	61	100
	「見直して推進」、「大幅に見直して推進」の17事業のうち	重点化	13	
		縮小	0	
		その他	4	

※1 施策に対し、複数の関係部署がある施策は、それぞれの部署が施策評価を行ったため、評価の合計が42にならない。

※2 割合は小数点以下を四捨五入しているため、各項目を足し合わせても100%にならない場合がある。

表 3 令和 7 年度事務事業評価結果（令和 6 年度に実施した 374 事務事業）

評価項目	説明	評価内容	件数	割合 (%) ※1
必要性	当該事務事業について市が関与する必要性	非常に高い	274	73
		高い	88	24
		ある程度認められる	12	3
		計	374	100
目標達成度	令和 6 年度の目標達成度	達成した (100%)	124	33
		概ね達成した (80%以上)	217	58
		達成できなかった (80%未満)	33	9
		計	374	100
実施内容・方法	成果向上やコスト削減のための見直しの余地	余地が大きい	10	3
		ある程度余地がある	311	83
		余地がない	53	14
		計	374	100
公平性	i. 受益者が一部に偏っているか	偏りがある	54	14
		やや偏りがある	97	26
		偏りがない	94	25
		非該当	129	35
		計	374	100
	ii. 受益者負担の見直しの余地※2	余地がある	74	30
		余地がない	30	12
		受益者負担がない	87	36
		非該当	54	22
		計	245	100
課題	評価時点で認識されている問題・課題	課題はほとんどない	35	10
		ある程度課題がある	301	80
		大きな課題がある	38	10
		計	374	100
総合評価	最終目標に対する進捗状況	順調	121	32
		概ね順調	230	61
		遅れ	21	6
		評価対象外※3	2	1
		計	374	100
今後の方向性	計画期間を通じた方向	現状のまま継続	276	74
		休止・廃止	0	0
		終了・完了	3	1
		見直して継続	84	22
		他事業と統合して継続	11	3
		計	374	100
	見直し方針:「見直して継続」、「他事業と統合して継続」の 95 事業のうち※4	重点化 (拡充)	55	
		手段を改善	32	
		効率・簡素化	6	
		その他	11	

- ※1 割合は小数点以下を四捨五入しているため、各項目を足し合わせても 100%にならない場合がある。
- ※2 「i. 受益者が一部に偏っているか」の中で「非該当」と回答した場合は「ii. 受益者負担の見直しの余地」には回答しないため、合計が 374 事業にならない。
- ※3 令和 6 年度に事業を行わなかったため、評価対象外とした。
- ※4 見直し方針について複数回答した事業があるため、「見直して継続」及び「他事業と統合して継続」の合計である 95 事業にならない。

表 4 令和 7 年度年次事業評価結果（令和 6 年度に指定管理者が管理した 13 施設）

評価項目	説明	評価	件数	割合 (%)※1
利用者満足度	利用者満足度は、毎年行われる利用者満足度調査から得られた評価を、表 5 の算出方法に従って、5 から 1 までの 5 段階で示したものを。	5	1	8
		4	12	92
		3	0	0
		2	0	0
		1	0	0
総合評価	年次事業評価の各項目の評価と、利用者満足度指数から、表 6 の評価基準に従って、S から D までの 5 段階で示したものを。	S	1	8
		A	12	92
		B	0	0
		C	0	0
		D	0	0

※1 割合は小数点以下を四捨五入しているため、各項目を足し合わせても 100%にならない場合がある。

表 5 利用者満足度調査に係る利用者満足度指数の算出方法（この表は例です）

①「当施設の管理者に対する評価」を5段階で点数化する。

当施設の管理者に対する評価	人数(A)	点数(B)	計(A×B)
5. 非常に満足	30	5	150
4. 満足	10	4	40
3. どちらでもない	5	3	15
2. 不満	2	2	4
1. 非常に不満	1	1	1
計	① 48		② 210

②平均点数を算出する。（小数点第3位以下切り捨て）

平均点数（②÷①）

4.37

③平均点数から利用者満足度指数を決定する。

利用者満足度指数

4

平均点数	満足度指数
4.75～5.00	5
4.00～4.74	4
3.00～3.99	3
2.00～2.99	2
1.00～1.99	1

表 6 年次事業評価に係る総合評価の評価基準

総合評価	評価基準
S：「協定内容あるいは要求水準等」に対して優れている。	年次事業評価が全てAであり、利用者満足度指数が5ポイントである場合
A：「協定内容あるいは要求水準等」に対して良好である。	年次事業評価にCがなく、Aが2/3以上であり、利用者満足度指数が4ポイント以上である場合
B：「協定内容あるいは要求水準等」に対して概ね良好である。	年次事業評価にCがなく、Aが1/2以上であり、利用者満足度指数が3ポイント以上である場合
C：「協定内容あるいは要求水準等」に対して努力を要する。	年次事業評価にCがなく、Aが1/2未満である。または、利用者満足度指数が2ポイントである場合
D：「協定内容あるいは要求水準等」に対して下回る。	年次事業評価にCがある。または、利用者満足度指数が1ポイントである場合

5. 外部評価対象事業の選定

(1) 事務事業評価の選定

本委員会では、市が実施する事務事業評価のうち、外部評価対象事業として、次の選定基準により 4 事業を決定した。

① 1 次選定の基準

企画経営課が、教育委員会（教育総務部・学校教育部）の実施する事務事業※（63 事業）及び次の条件に該当する事務事業を除く 34 事業を決定する。

- ・ 国や県が主体となって実施する事務事業
- ・ 職員が対象となるなど、内部管理のみの事務事業
- ・ 令和 6 年度に予算または人件費のない事務事業
- ・ 積立金や償還金、利子等の支出もしくは他会計への繰出のみの事務事業
- ・ 経営資源の事業費・労働量が「削減」の事務事業
- ・ 前年度に外部評価対象となった担当課の事務事業（再評価対象事業を除く。）
- ・ 過去に外部評価を実施した事務事業（再評価対象事業を除く。）

② 2 次選定の基準

1 次選定された 34 事業の中から、外部評価委員が評価すべき事業を選定する。外部評価委員の選定結果を集計し、選定した 4 事業を外部評価対象事業とする。

※教育委員会の事業については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 26 条の規定により、教育に関し学識経験を有する方に意見をいただき、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」を行っているため対象外とした。

(2) 年次事業評価の選定基準

本委員会による評価は、次年度以降、指定管理者が施設の運営に反映できるよう、原則として指定期間内の2年目または3年目における年次事業評価を対象とするが、各年度の評価対象施設数に偏りがないように調整する。

指定管理者が管理する施設に対する年次事業評価について、外部評価を行うスケジュール(予定)は表7のとおりである。

表7 指定管理者が管理する施設に対する評価年度スケジュール(予定)【全13施設】

番号	施設名	指定管理期間と評価年度					
		R7	R8	R9	R10	R11	R12
1	八潮市立コミュニティセンター				評価		
2	八潮市老人福祉センター寿楽荘				評価		
3	八潮市老人福祉センターすえひろ荘				評価		
4	八潮市高齢者福祉施設やしお苑				評価		
5	八潮市身体障害者福祉センターやすらぎ			評価			
6	八潮市障がい者福祉施設わかくさ			評価			
7	八潮市障がい者福祉施設虹の家			評価			
8	八潮市障がい者福祉施設やまびこ	評価					評価
9	八潮市知的障害者生活サポートセンター		令和8年3月31日廃止				
10	八潮市立はちじょうきた学童保育所		評価			評価	
11	八潮市立どんぐり学童クラブ		評価			評価	
12	八潮市立八條図書館及び八條公民館	評価					評価
13	八潮市立おおぜ学童保育所		評価			評価	
評価対象施設数		2	3	3	4	3	2

※白抜きは現在の指定管理期間、網掛けは令和8年1月1日現在で想定される指定管理期間を表記している。

6. 外部評価対象事業

事務事業評価及び年次事業評価の選定基準に基づき、表 8 及び表 9 のとおり外部評価対象事業を決定した。

なお、「4. 備蓄物資整備事業」については、令和元年度に外部評価を実施した事業であるが、再評価として外部評価を実施した。

表 8 令和 7 年度八潮市外部評価対象 事務事業評価 一覧表

番号	施策の柱	事業名	担当課名
1	新公共経営	ふるさと納税推進事業	企画経営課
2	健康福祉・子育て	生活困窮者自立支援事業	社会福祉課
3	健康福祉・子育て	こども誕生応援事業	子育て支援課
4	防災・防犯・消防・救急	備蓄物資整備事業	危機管理防災課

表 9 令和 7 年度八潮市外部評価対象 年次事業評価 一覧表

番号	施設名	担当課名
5	八潮市障がい者福祉施設やまびこ	障がい福祉課
6	八潮市立八條図書館及び八條公民館	社会教育課

7. 評価の流れ

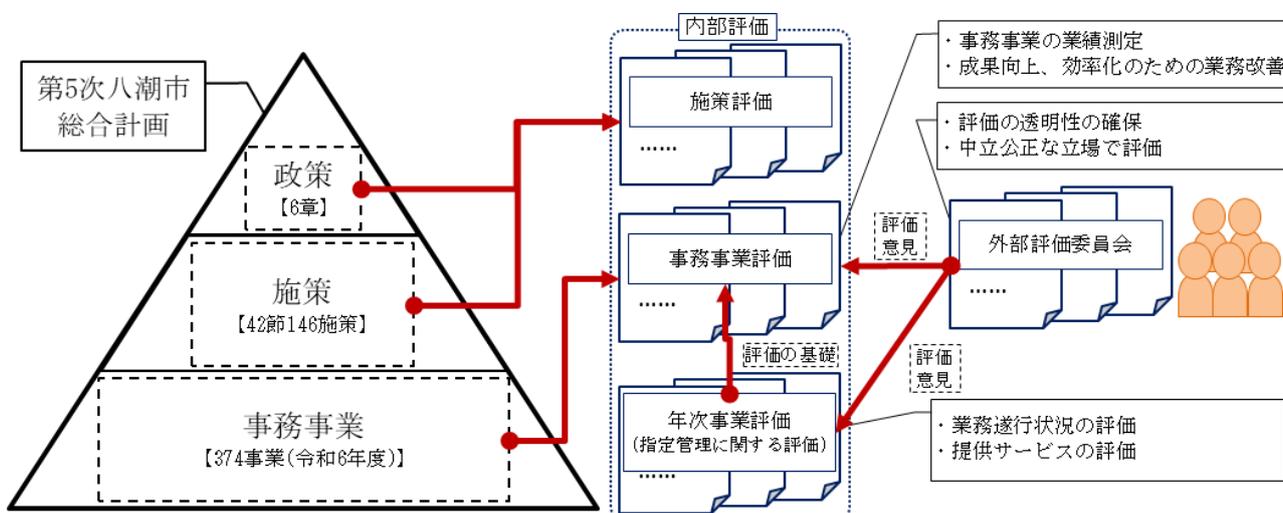
(1) 事務事業評価に対する外部評価

事務事業評価に対する外部評価は、事務事業評価シート（P39 参照）に基づき、評価者である課長級職員等から事業内容や評価結果について説明を受け、その後に質疑応答を行い、事務事業評価が適切に行われているか評価を行った。

(2) 年次事業評価に対する外部評価

年次事業評価に対する外部評価は、年次事業評価シート（P47 参照）等に基づき、評価者である課長級職員等から事業内容や評価結果について説明を受け、その後に質疑応答を行い、年次事業評価が適切に行われているか評価を行った。

図 1 外部評価と事務事業評価及び年次事業評価の関係（イメージ）



(3) 現地調査を伴う外部評価

平成 23 年度から、外部評価委員が施設や現地等を実際に確認し、評価を行う、現地調査を伴う外部評価を取り入れた。

現地調査を伴う外部評価として、はじめに施設や現場等の現地調査を行いながら、施設や現場等の概要の説明を受けた。その後、評価シート等に基づき、評価者である課長級職員等から事業内容や評価結果の説明を受け、質疑応答を行い、評価が適切に行われているか評価を行った。

(4) 外部評価実施済み事業の再評価

平成 25 年度から、過去に実施した外部評価により明確となった課題が改善され、適切に評価しているかを確認するため、評価実施済み事業を再評価することとした。

外部評価実施済みの事業の再評価は、事務事業評価シート及び当該事業における過去の外部評価結果等に基づき、評価者である課長級職員等から事業内容や評価結果、課題の改善状況等の説明を受け、その後、質疑応答を行い、課題の改善状況等を踏まえ、事務事業評価が適切に行われているか評価を行った。

8. 評価

(1) 事務事業評価に対する評価

本委員会では、市の実施した事務事業評価に対して、「必要性」「目標達成度」「実施内容・方法」「公平性」「総合評価」の項目ごとに、評価が適切に行われているかについて評価した結果を本委員会の評価とした。

なお、「今後の方向性」については、各外部評価委員の考えを示した。

①事業の評価に対する評価

事務事業評価シートや担当課作成の事業内容、評価結果の説明資料に基づき、外部評価委員が事務事業評価シートの「事業の評価」に掲げる各評価結果について評価した。

各評価項目に対する評価は、表 10 「事務事業評価に対する評価基準」に基づき、「5点」「4点」「3点」「2点」「1点」の5段階評価とし、「最適な評価」を5点、「適切でない評価」を1点として、外部評価委員が評価した結果の平均点を用いた。

表 10 事務事業評価に対する評価基準

評価項目	評価の視点
必要性 (市が関与する必要性)	<ul style="list-style-type: none">・ 市民からの要望を的確に捉え評価しているか。・ 社会情勢の変化を的確に捉え評価しているか。・ 利用者や対象者の減少などを的確に捉え評価しているか。・ 市が事業を廃止・休止した場合の市民に与える影響を的確に捉え評価しているか。・ 市民の生活水準の維持・向上への寄与を的確に捉え評価しているか。
目標達成度 (令和6年度の目標達成度)	<ul style="list-style-type: none">・ 目的（目標）を的確に捉え評価しているか。・ 事業成果・効果を的確に判断し評価しているか。・ 市民満足度を的確に捉え評価しているか。・ 適切な指標を設定し、指標の達成度を的確に捉え評価しているか。
実施内容・方法 (成果向上・コスト削減のための見直しの余地)	<ul style="list-style-type: none">・ 効率化の余地を的確に捉え評価しているか。・ 費用対効果を的確に捉え評価しているか。・ 事業の担い手や進め方等の見直しの余地を的確に捉え評価しているか。・ 進行状況を的確に捉え評価しているか。
公平性 (受益者が一部に偏っているか・受益者負担の見直しの余地)	<ul style="list-style-type: none">・ 利用者（受益者）の偏りを的確に捉え評価しているか。・ 受益者負担の公平性を的確に捉え評価しているか。

②総合評価に対する評価

事務事業評価シート、担当者作成の事業内容や評価結果の説明資料及び外部評価委員からの質問事項に対する回答に基づき、外部評価委員が事務事業評価シートの「総合評価」に対し適切に評価されているか評価を行った。

なお、評価に当たっては、「事業目的」、「事業の実施状況(見込み)」、「活動指標・成果指標」、「計画期間を通じた課題と対応策」を踏まえ、最終目標の達成に向けた進捗状況が適切に評価されているか、という視点から評価を行い、表11「総合評価に対する評価基準」に基づき、各外部評価委員が5点から1点までの5段階評価を実施した。

また、各外部評価委員の「総合評価」を集計し、その平均点に基づいて、「委員会の評価」を決定した。委員会の評価は、総合評価の平均点について、「4.5点以上」をA、「4.4点から4.0点」をB、「3.9点から3.0点」をC、「2.9点から2.0点」をD、「1.9点から1.0点」をEとしたものである。

表 11 総合評価に対する評価基準

評価区分	説明	総合評価	委員会の評価
A:最適な評価	・市が実施した総合評価は適切であり、客観性の面から大変説得力がある。	5点	平均点が4.5以上
B:適切な評価	・市が実施した総合評価は適切であり、客観性の面から説得力がある。	4点	平均点が4.0～4.4
C:概ね適切な評価	・市が実施した総合評価は概ね適切であり、客観性の面から概ね理解できる。	3点	平均点が3.0～3.9
D:やや適切でない評価	・市が実施した総合評価は適切とは言えず、客観性の面から必ずしも妥当性があるとは言えない。	2点	平均点が2.0～2.9
E:適切でない評価	・市が実施した総合評価は不適切であり、客観性の面からも見直し、改善すべき点が多い。	1点	平均点が1.0～1.9

③今後の方向性について

各外部評価委員が、「①事業の評価に対する評価等」を考慮し、次の表 12 に掲げる区分に従い、「今後の方向性」を考察した。

表 12 今後の方向性

区分	説明
重点化（拡大）	令和6年度と比較して、事業を重点化（拡大）して実施する。
現状維持	令和6年度と比較して、事業を同規模で実施する。
縮小	令和6年度と比較して、事業を縮小して実施する。
休止・廃止	令和6年度の翌年度以降、事業を休止・廃止する。
その他	上記4区分以外の方向性を表す。

(2) 年次事業評価に対する評価

本委員会では、市の実施した年次事業評価に対して、「開館時間」「管理執行体制に関する事項」「個人情報の保護」「利用者への対応及びサービス等の向上」「利用許可業務」「施設設備及び物品の維持管理」「経費の執行管理」「その他の事項」「総合評価」の項目ごとに、評価が適切に行われているかについて評価した結果を本委員会の評価とした。

①事業の評価に対する評価

年次事業評価シートや担当課作成の事業内容、評価結果の説明資料及び外部評価委員からの質問事項に対する回答に基づき、外部評価委員が年次事業評価シートの各評価結果について評価した。

各評価項目に対する評価は、表 13 「年次事業評価に対する評価基準」に基づき、「5点」「4点」「3点」「2点」「1点」の5段階評価とし、「最適な評価」を5点、「適切でない評価」を1点として、外部評価委員が評価した結果の平均点を用いた。

表 13 年次事業評価に対する評価基準

年次事業評価の評価項目	市が実施した各項目についての評価の視点
開館時間	開館予定日、開館時間は守られているか
管理執行体制に関する事項	業務遂行に必要な職員配置や業務の処理に適した執行体制、業務の処理過程におけるチェック機能が確保されているか等
個人情報の保護	個人情報が入潮市個人情報保護条例に基づき、適正に取り扱われているか、個人情報の管理及び取り扱いに係るマニュアル等の作成がなされているか
利用者への対応及びサービス等の向上	事業計画に基づいた行事は行われているか、利用者アンケート等を実施し、自己分析や業務改善を行っているか等
利用許可業務	利用者の公平な選考を行っているか、利用料金は適正に設定され、徴収、減免の手続きは適正か等
施設設備及び物品の維持管理	施設の維持管理や保安管理は適正か、施設の改修・修繕は市との協議の上で行われているか等
経費の執行管理	経費を適正に執行管理するための体制が確保されているか、資金の適正な管理と経理内容の明確化が図られているか等
その他の事項	業務の一括委託などは行われていないか、損害賠償保険に加入しているか

②総合評価に対する評価

年次事業評価シート、評価者である課長級職員等による事業内容や評価結果の説明に基づき、外部評価委員が年次事業評価シートの「総合評価」に対し適切に評価されているか評価を行った。

なお、評価に当たっては、全ての評価内容や事業内容を的確に捉え評価しているか、事業の目的を的確に捉え評価しているか、事業の実施状況や進捗状況を的確に捉え評価しているか、各評価項目の評価と矛盾のない評価をしているか、課題や改善策についても具体的に検討の上で評価しているか、という視点から評価を行い、表 14「総合評価に対する評価基準」に基づき、各外部評価委員が 5 点から 1 点までの 5 段階評価を実施した。

また、各外部評価委員の「総合評価」を集計し、その平均点に基づいて、「委員会の評価」を決定した。委員会の評価は、総合評価の平均点について、「4.5 点以上」を A、「4.4 点から 4.0 点」を B、「3.9 点から 3.0 点」を C、「2.9 点から 2.0 点」を D、「1.9 点から 1.0 点」を E としたものである。

表 14 総合評価に対する評価基準

評価区分	説明	総合評価	委員会の評価
A:最適な評価	市が実施した総合評価は適切であり、客観性の面から大変説得力がある。	5 点	平均点が 4.5 以上
B:適切な評価	市が実施した総合評価は適切であり、客観性の面から説得力がある。	4 点	平均点が 4.0 ~ 4.4
C:概ね適切な評価	市が実施した総合評価は概ね適切であり、客観性の面から概ね理解できる。	3 点	平均点が 3.0 ~ 3.9
D:やや適切でない評価	市が実施した総合評価は適切とは言えず、客観性の面から必ずしも妥当性があるとは言えない。	2 点	平均点が 2.0 ~ 2.9
E:適切でない評価	市が実施した総合評価は不適切であり、客観性の面からも見直し、改善すべき点が多い。	1 点	平均点が 1.0 ~ 1.9

9. 外部評価の結果（概要）

市が実施した事務事業評価、年次事業評価及び本委員会の評価は、表 15 及び表 16 のとおりである。

(1) 事務事業評価に対する外部評価の結果

事務事業評価における総合評価に対する評価については、外部評価対象とした 4 事業を「B：適切な評価」とした。

なお、「①必要性」「②目標達成度」「③実施内容・方法」「④公平性」及び「⑥総合評価」に対する本委員会の評価は、市の事業を評価したものではなく、市が実施した「事務事業に対する評価」が適切であるかを外部評価委員が評価したものである。

表 15 事務事業評価（内部評価）及び外部評価の結果

事業名		①必要性	②目標達成度	③実施内容・方法	
1	ふるさと納税推進事業	内部評価	A	A	見直しの余地がある
		外部評価	4.8	4.3	4.3
2	生活困窮者自立支援事業	内部評価	B	B	見直しの余地がある
		外部評価	4.2	4.0	4.2
3	こども誕生応援事業	内部評価	A	C	見直しの余地がある
		外部評価	4.4	4.6	4.6
4	備蓄物資整備事業	内部評価	A	A	見直しの余地がある
		外部評価	4.8	4.5	4.5

※上段は市が実施した事務事業評価（内部評価）、下段は本委員会の評価結果となっている。

④公平性	⑤課題	⑥総合評価	⑦今後の方向性
非該当	ある程度課題がある	☆☆☆ 順調	現状のまま継続
4.8	—	B：適切な評価	P.24(4)参照
非該当	ある程度課題がある	☆☆ 概ね順調	現状のまま継続
4.2	—	B：適切な評価	P.26(4)参照
偏りがある 非該当	ある程度課題がある	☆☆ 概ね順調	現状のまま継続
4.4	—	B：適切な評価	P.28(4)参照
非該当	ある程度課題がある	☆☆☆ 順調	見直して継続 重点化
4.3	—	B：適切な評価	P.30(4)参照

(2) 年次事業評価に対する外部評価の結果

年次事業評価における総合評価に対する評価については、外部評価対象とした2事業を「A：最適な評価」とした。

なお、「①開館時間」「②管理執行体制に関する事項」「③個人情報の保護」「④利用者への対応及びサービス等の向上」「⑤利用許可業務」「⑥施設設備及び物品の維持管理」「⑦経費の執行管理」「⑧その他の事項」及び「⑨総合評価」に対する本委員会の評価は、市の事業を評価したのではなく、市が実施した「年次事業に対する評価」が適切であるかを外部評価委員が評価したものである。

表 16 年次事業評価（内部評価）及び外部評価の結果

施設名			① 開館 時間	②管理執行体制 に関する事項			③個人情 報の保護		④利用者への対応及 びサービス等の向上				⑤利用許可業務			
			開館 予定日、 時間	職員 数	チェ ック 機能	法令 遵守	適正 な取 り扱 い	マニ ュアル の作 成	行事 の 実行	自己 分析、 業務 改善	トラ ブル 対応	職員 研修	利用 料金 の設 定	減免 の手 続き	利用 料金 の徴 収	公平 な選 考
5	八潮市障がい者 福祉施設やまび こ	内部 評価	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
		外部 評価	4.8	4.5			4.8		4.5				4.5			
6	八潮市立八條図 書館及び八條公 民館	内部 評価	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
		外部 評価	4.8	4.5			4.5		4.3				4.8			

※上段は市が実施した年次事業評価（内部評価）、下段は本委員会の評価結果となっている。

⑥施設設備及び物品の維持管理						⑦経費の執行管理				⑧その他の事項		⑨総合評価
施設の維持管理	施設の改修・修繕	施設の保安管理	清掃業務	安全衛生管理	物品の管理	経費の効率化	経費の執行体制	適正な管理	経理規程等の整備	一括委託	賠償保険	
A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
4.8						4.8				4.8		A:最適な評価 P.33(2)参照
A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
4.8						4.8				4.8		A:最適な評価 P.36(2)参照

【構成の説明】

- ①事業名や事業目的等を記載しており、事務事業評価シートより転記した。
- ②「(1) 事業の評価に対する評価」は、表 10「事務事業評価に対する評価基準」(P10)に基づき、必要性や目標達成度等の 4 つの評価項目について、外部評価委員がそれぞれ 5 点から 1 点までの 5 段階で評価を行い、その平均点を記載した。
- ③「(2) 総合評価に対する評価」は、表 11「総合評価に対する評価基準」(P11)に準じて、外部評価委員が 5 点から 1 点までの 5 段階で総合評価を行い、その総合評価の平均点に基づく「委員会の評価」によって、A から E までの 5 段階で評価した結果を記載した。
- ④「(3) 事務事業評価に対する主な意見」は、外部評価委員の意見のうち、市が行った事務事業評価に対する意見について、主なものを記載した。
- ⑤「(4) 今後の方向性について」は、表 12「今後の方向性」(P12)に基づき、重点化や現状維持等の方向性について考察した結果を記載した。
- ⑥「(5) 当該事業に対する主な意見・提案等」は、外部評価委員の意見のうち、事業の取組状況等、「(3) 事務事業評価に対する主な意見」以外について、主なものを記載した。

【構成の説明】

- ①施設名や設置の目的等を記載しており、年次事業評価シートより転記した。
- ②「(1) 事業の評価に対する評価」は、表 13「年次事業評価に対する評価基準」(P13)に基づき、開館時間や管理執行体制等の 8 つの評価項目について、外部評価委員がそれぞれ 5 点から 1 点までの 5 段階で評価を行い、その平均点を記載した。
- ③「(2) 総合評価に対する評価」は、表 14「総合評価に対する評価基準」(P14)に準じて、外部評価委員が 5 点から 1 点までの 5 段階で総合評価を行い、その総合評価の平均点に基づく「委員会の評価」によって、A から E までの 5 段階で評価した結果を記載した。
- ④「(3) 年次事業評価に対する主な意見」は、外部評価委員の意見のうち、市が行った年次事業評価に対する意見について、主なものを記載した。
- ⑤「(4) 当該事業に対する主な意見・提案等」は、外部評価委員の意見のうち、事業の取組状況等、「(3) 年次事業評価に対する主な意見」以外について、主なものを記載した。

番 号	1		
事業名	ふるさと納税推進事業	担当課	企画経営課
事業目的	ふるさと納税制度を活用し、寄附件数及び寄附額の増加に努めることで、自主財源の確保につなげるとともに、地元特産品のPR強化、地域経済の活性化を図るもの。		
事業概要	ふるさと納税の寄附受付や返礼品の贈呈等に係る運營業務を行う。		

(1) 事業の評価に対する評価

必要性、目標達成度、実施内容・方法及び公平性の評価項目について、外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。

評価項目	担当課の評価	委員会の評価 (平均点)	委員会の点数内訳 (5段階評価)				
			5点	4点	3点	2点	1点
必要性	非常に高い	4.8	3人	1人			
目標達成度	達成した	4.3	1人	3人			
実施内容・方法	余地がある	4.3	2人	1人	1人		
公平性	非該当	4.8	3人	1人			

※委員会の評価（平均点）は小数点以下第2位を四捨五入している。

※委員が1人欠席したため、4人の平均点となっている。

(2) 総合評価に対する評価

担当課の総合評価（最終目標に対する進捗状況）に対し外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。

担当課の評価	委員会の評価		委員会の点数内訳 (5段階評価)				
		平均点	5点	4点	3点	2点	1点
☆☆☆ 順調	B：適切な評価	4.0点	1人	2人	1人		

※委員が1人欠席したため、4人の平均点となっている。

(3) 事務事業評価に対する主な意見

- ① 必要性について、市が関与することを前提とした制度に伴うものであり、財政に大きな影響を与える事業であるため、「非常に高い」とする評価は妥当であるといえる。
- ② 目標達成度について、県道松戸草加線陥没事故に伴う災害支援寄附分を除くと、寄附額は前年度から微減とのことであったため、「概ね達成できた」ととどめた方が良いと考えられる。また、ふるさと納税制度により流出超過となっている自治体である以上、より多くの寄附が集められるよう努力すべきで成果指標の目標設定が低いと思う。
- ③ 実施内容・方法について、市の創意工夫が強く求められている事業であり、その意味で「余地が大きい」ともいえるが、現実的にはあまり余地が残されていないようにも思われる。
- ④ 公平性について、「非該当」とするしかないように思われる。
- ⑤ 総合評価について、市外への流出額が大きく、成果指標の目標を達成できたのも陥没事故というイレギュラーな事態に負うところが大きいことを考えると、必ずしも「順調」といえる状況にはないと思われる。他方で、本市の特徴からすると事態の改善は難しく、現状維持しつつ、お金の換算されない価値を見出して取り組んでいくのが良いように思う。

(4) 今後の方向性について

担当課の今後の方向性は、「現状のまま継続」であるが、本委員会の意見としては、「現状維持」が3人、「重点化」が1人であった。このことから、現在の事業内容を維持しつつも、積極的に事業を推進して成果を上げていただきたい。

(5) 当該事業に対する主な意見・提案等

- ① ふるさと納税の返礼品向きの特産品が見当たらないように思われる。日用品・消耗品になるようなものを返礼品として開拓し、配達期間を短く明確にすることができれば、寄附が増えるのではないかと。
- ② 本来の趣旨から逸脱し、返礼品競争となっているふるさと納税制度自体には反対だが、地場産業を見直す良い機会であると思う。流出が大きい現状に対して、市があきらめているようにも感じたが、近郊農業と工場の街である八潮の魅力を上手く発信してほしい。
- ③ 新規の返礼品開拓に努めるしかないと思われる。

番 号	2		
事 業 名	生活困窮者自立支援事業	担 当 課	社会福祉課
事業目的	生活保護にいたる前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住宅確保給付金の支給などを行い自立を支援する。		
事業概要	生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づき、下記事業を実施する。 ①生活困窮者自立相談支援事業 ②住居確保給付金の支給 ③子どもの学習支援事業 ④就労準備支援事業 ⑤家計改善支援事業		

(1) 事業の評価に対する評価

必要性、目標達成度、実施内容・方法及び公平性の評価項目について、外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。

評価項目	担当課の評価	委員会の評価 (平均点)	委員会の点数内訳 (5段階評価)				
			5点	4点	3点	2点	1点
必要性	高い	4.2	2人	2人	1人		
目標達成度	概ね達成できた	4.0	1人	3人	1人		
実施内容・方法	余地がある	4.2	3人		2人		
公平性	非該当	4.2	2人	2人	1人		

※委員会の評価（平均点）は小数点以下第2位を四捨五入している。

(2) 総合評価に対する評価

担当課の総合評価（最終目標に対する進捗状況）に対し外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。

担当課の評価	委員会の評価		委員会の点数内訳 (5段階評価)				
		平均点	5点	4点	3点	2点	1点
☆☆ 概ね順調	B：適切な評価	4.0点	2人	1人	2人		

(3) 事務事業評価に対する主な意見

- ① 必要性について、法律に基づく制度であること、困窮者の社会権保障に資すること、市にとっても生活保護者を少なくするために有用であることを考えると、「非常に高い」と位置付けるべきではないか。生活困窮者に対する自立支援によって、セーフティネットが重層的になり、より多くの人々が健全な生活を送れるようになるための事業と考えると必要性は高いと思われる。
- ② 目標達成度について、成果指標に関しては「概ね達成できた」とする評価は適切であるが、活動指標の計画に設定されている値が実績の値と大きく乖離している。厚生労働省が示す目標値に合わせていることは理解できるが、実態にそぐわない計画は望ましいものではない。
- ③ 実施内容・方法について、法律上の制度である以上、工夫の余地は少ないように思われるが、本事業は基本的には委託するものであるため、委託先の選定や委託先との協力体制に工夫の余地が出てくる。そのため「余地がある」とするのは適切である。
- ④ 公平性について、支援が必要な人すべてに支援がいきわたっているわけではなく、その点で「やや偏りがある」という評価も考えられるのではないか。
- ⑤ 総合評価について、活動指標の実績値が多く、さらに成果指標の率が維持できていることから、事業が一定程度順調にしているものと考えられるため、「概ね順調」とする評価は適切である。

(4) 今後の方向性について

担当課の今後の方向性は、「現状のまま継続」であり、本委員会の意見としては、「現状維持」が3人、「重点化」が2人であった。このことから、現在の事業内容を維持しつつ、重点的かつ効果的な事業手法についても検討いただきたい。

(5) 当該事業に対する主な意見・提案等

- ① 基本的には、市役所の中の窓口対応が本事業の起点となっているようであるが、もう少し入り口を広げることができないか。本市の生活保護率は、全国平均をやや下回っているとのことだったので、本事業の成果であればよいと思う。
- ② 社会とのつながりが薄く、自ら助けを求めることが難しい方々にもしっかり手が届くよう、窓口で待つだけでなく、地域の中に隠れている困窮されている方を温かく見守り、拾い上げられるような運用をお願いしたい。また、相談の第一歩としてメールでも気軽につながれるような、寄り添った体制の充実を望む。

番 号	3		
事業名	こども誕生応援事業	担当課	子育て支援課
事業目的	子育て支援対策事業として下記を実施することで経済的負担の軽減を図る。 ①誕生祝金の支給 ②コバトンベビーギフトの事業実施 ③パパ・ママ応援ショップ優待カードの配布 ④母乳育児支援給付金の支給		
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・誕生の日以後、継続して本市に住所を有する児童を対象に、1人につき1回に限り3万円を支給する。 ・埼玉県から児童が生まれた世帯に、コバトンベビーギフトの申請書を配布する。 ・パパ・ママ応援ショップ優待カードを配布し、子育て家庭等が割引などの優待を受けられるサービスを提供する。 ・乳房ケアを受けた費用に対し、子どもの誕生日から1年間、5,000円を上限として支給する。 		

(1) 事業の評価に対する評価

必要性、目標達成度、実施内容・方法及び公平性の評価項目について、外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。

評価項目	担当課の評価	委員会の評価 (平均点)	委員会の点数内訳 (5段階評価)				
			5点	4点	3点	2点	1点
必要性	非常に高い	4.4	3人	1人	1人		
目標達成度	達成できなかった	4.6	3人	2人			
実施内容・方法	余地がある	4.6	3人	2人			
公平性	偏りがある 非該当	4.4	2人	3人			

※委員会の評価（平均点）は小数点以下第2位を四捨五入している。

(2) 総合評価に対する評価

担当課の総合評価（最終目標に対する進捗状況）に対し外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。

担当課の評価	委員会の評価		委員会の点数内訳 (5段階評価)				
		平均点	5点	4点	3点	2点	1点
☆☆ 概ね順調	B：適切な評価	4.4点	2人	3人			

(3) 事務事業評価に対する主な意見

- ① 必要性について、本市の独自の制度であり、その点で意義のあるものではあるが、国による類似制度もあり、必要性が「非常に高い」とまではいえないのではないかと。本事業が理念として少子化対策をあまり強調していないのであれば、必要性が高いとはいえない。市民意識調査において、子育て支援の希望があるにせよ、誕生祝金と乳房ケアに対する給付を軸とした本事業では、その期待に応える中心事業ではなく補助的な事業であろう。
- ② 目標達成度について、出生数自体は減少傾向にあるにもかかわらず、活動指標の計画や成果指標の目標が前年度のままであれば、達成できないのは当然である。本事業の目標を、出生数の増加（少子化対策）を中心としたものにしないのであれば、成果指標については、支給率のような数値にした方が良いのではないかと。
- ③ 実施内容・方法について、本事業の必要性を「非常に高い」と考え、それにもかかわらず目標を「達成できなかった」とするのであれば、本事業が独自事業である以上、工夫の「余地が大きい」とすべきであろう。見直しの「余地がある」との評価であるが、課題に対して考えられる対応策としては、対象者への周知を継続する、に留まっている。
- ④ 公平性について、一定の条件のもとに誕生祝金を支給しているため、「偏りがある」としたのは適切な評価である。また、乳房ケアの給付金などは周知が必要と思われ、その意味でも「偏りがある」と考えられる。祝金や給付金の支給を軸とした本事業は、支給を受ける「受益者の負担がない」とする評価も可能であるように思われる。
- ⑤ 総合評価について、誕生祝金の支給基準を満たした市民に祝金を届ける、という事業だと捉えた場合には、本事業は順調といえる。乳房ケアの給付金については、申請を待つことになり、十分に必要な人に届けられているかは把握が困難であろう。

(4) 今後の方向性について

担当課の今後の方向性は、「現状のまま継続」であるが、本委員会の意見としては、「現状維持」が3人、「重点化」が2人であった。このことから、現状の事業を継続しつつ、より効果的な実施方法を模索するなど重点化に努めていただきたい。

(5) 当該事業に対する主な意見・提案等

- ① 八潮市の人口は増加傾向との説明があったが、出生数自体は減少傾向にあるように思われる。本市の人口動態（自然動態と社会動態）を踏まえたうえで、子育て支援に関連する各事業を適切に位置づけた方が良いと思う。本事業は、少子化対策というよりも、母子ともに健康に過ごしてほしい、という趣旨のものとの説明があり、それ自体は良い事業であると思ったが、費用対効果が求められると難しい点もあると思う。
- ② 少子化対策は国全体の課題でもあり、子育てしやすい市になってほしいと思う。厳しく捉えれば市内出生数が減っているということは、このような事業がうまくいっていない結果ともいえるため、より効果的な施策が必須だと考える。
- ③ 以前、パパ・ママ応援ショップを利用して非常に助かっていた。現状維持で事業を継続していただきたい。

番 号	4	再評価	
事業名	備蓄物資整備事業	担当課	危機管理防災課
事業目的	災害発生時に必要となる避難者、帰宅困難者及び災害対応業務従事者の食料や飲料水、生活必需品などを確保する。		
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・八潮市地域防災計画における想定被災者数4,545人に対して、3日分の食料及び飲料水等を確保する。 ・八潮市備蓄計画に基づき計画的な備蓄を推進する。 ・災害対応業務従事職員等分の食料及び飲料水等の備蓄を実施する。 ・帰宅困難者への食料及び飲料水等の備蓄を実施する。 		

(1) 事業の評価に対する評価

必要性、目標達成度、実施内容・方法及び公平性の評価項目について、外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。

評価項目	担当課の評価	委員会の評価 (平均点)	委員会の点数内訳 (5段階評価)				
			5点	4点	3点	2点	1点
必要性	非常に高い	4.8	3人	1人			
目標達成度	達成した	4.5	2人	2人			
実施内容・方法	余地がある	4.5	2人	2人			
公平性	非該当	4.3	2人	1人	1人		

※委員会の評価（平均点）は小数点以下第2位を四捨五入している。

※委員が1人欠席したため、4人の平均点となっている。

(2) 総合評価に対する評価

担当課の総合評価（最終目標に対する進捗状況）に対し外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。

担当課の評価	委員会の評価		委員会の点数内訳 (5段階評価)				
		平均点	5点	4点	3点	2点	1点
☆☆☆ 順調	B：適切な評価	4.3点	1人	3人			

※委員が1人欠席したため、4人の平均点となっている。

(3) 事務事業評価に対する主な意見

- ① 必要性について、災害時における備えは、直接市民の生命にかかわることであり、「非常に高い」とする評価は適切である。
- ② 目標達成度について、想定被災者数は埼玉県防災計画に基づく数字であり、その人数に対する本来1.5日分の食料備蓄で良いところを3日分の備蓄をしている点は高く評価できることだと考えられ、また、その目標を達成している点も高く評価できる。しかし、八潮市が想定被災の当事者・現地の自治体として、独自にどのように想定しているのかは不明瞭であった。
- ③ 実施内容・方法について、令和元年度の外部評価においても、備蓄スペースの確保が問題となっており、新市庁舎における備蓄スペースはさらに少なくなっているとのことであったため、学校等の公的施設などと連携し、相互に情報を共有しながら備蓄状況を把握するようできないか。
- ④ 公平性について、被災時に公平に備蓄物資が配布されることが重要であり、そのため、平時においてはこの項目を「非該当」とするのは適切であるが、どのように公平に備蓄物資を配布するかのシミュレーションは重要だと考えられる。
- ⑤ 総合評価について、本事業は「公助」に位置づけられるものであり、自助・共助との組み合わせが重要であるが、割り与えられた想定被災者数の枠の中で実施されており、自助・共助の詳細な把握は行われていないようにも思われる。万が一の備えである以上、不測の事態が起きなければ無駄になってしまうものでもあり、あまり積極的になりにくい事業であることは理解できるが、だからこそ「公助」を担う本事業の役割は重要である。

(4) 今後の方向性について

担当課の今後の方向性は、「見直して継続【重点化（拡充）】」であり、本委員会の意見としては、「重点化」が2人、「現状維持」が2人であった。このことから、本事業に重点的に取り組み、これまで以上に積極的な推進に努めていただきたい。

(5) 当該事業に対する主な意見・提案等

- ① 今後の方向性を「重点化」としたが、備蓄物資を増やすというハード面というよりも、自助・共助との連携（情報の共有化）や市民への備蓄意識の浸透を図るといったソフト面における重点化を考えている。賞味期限の迫った備蓄物資について、こども食堂やフードバンク等にも回すことで廃棄しないようにしていると説明があり、非常に良いことだと思う。家庭での備蓄を呼び掛けているとのことであるが、どの程度の家庭が、どの程度の備蓄をしているのかを把握できないだろうか。
- ② 想定帰宅困難者が避難者数（1週間後）と比較して倍に近いが、備蓄が不足しないのか心配である。被害想定根拠が10年前の埼玉県の調査に基づくものであり、時間も経過しているため市独自で調査できないものか。
- ③ 市民に向けて自宅備蓄推奨の周知をもっと積極的に行ってほしい。また、民間との連携を強化し、備蓄スペースの協力等を得られないか。

番 号	5	指定管理	
施 設 名	八潮市障がい者福祉施設やまびこ	担 当 課	障がい福祉課
設置の目的	障がい者が自立した日常生活並びに社会生活を営むことができるよう必要な支援を行い、障がい者の福祉の増進を図る		
業務内容	(1) 障がい者福祉施設の利用の承認に関する業務 (2) 八潮市障がい者福祉施設設置及び管理条例第3条各号（※）に掲げる事業に関する業務 (3) 障がい者福祉施設の施設及び設備の維持管理に関する業務 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務 ※(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第7項に規定する生活介護を行う事業 (2) 法第5条第14項に規定する就労継続支援を行う事業 (3) 前2号に掲げるもののほか、障がい者福祉施設の設置の目的を達成するために必要な事業		

(1) 事業の評価に対する評価

「開館時間」「管理執行体制に関する事項」「個人情報の保護」「利用者への対応及びサービス等の向上」「利用許可業務」「施設設備及び物品の維持管理」「経費の執行管理」「その他の事項」の評価項目について、外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。

評価項目	業務履行内容	担当課 の評価	委員会の評価 (平均点)	委員会の点数内訳 (5段階評価)				
				5点	4点	3点	2点	1点
①開館時間	開館予定日、時間	A	4.8	3人	1人			
②管理執行体制に 関する事項	職員数	A	4.5	2人	2人			
	チェック機能	A						
	法令遵守	A						
③個人情報の保護	適正な取り扱い	A	4.8	3人	1人			
	マニュアルの作成	A						
④利用者への対応 及びサービス等の 向上	行事の実行	A	4.5	2人	2人			
	自己分析、業務改善	A						
	トラブル対応	A						
	職員研修	A						
⑤利用許可業務	利用料金の設定	A	4.5	2人	2人			
	減免の手続き	A						
	利用料金の徴収	A						
	公平な選考	A						
⑥施設設備及び物 品の維持管理	施設の維持管理	A	4.8	3人	1人			
	施設の改修・修繕	A						
	施設の保安管理	A						
	清掃業務	A						
	安全衛生管理	A						
	物品の管理	A						
⑦経費の執行管理	経費の効率化	A	4.8	3人	1人			
	経費の執行体制	A						
	適正な管理	A						
	経理規程等の整備	A						
⑧その他の事項	一括委託	A	4.8	3人	1人			
	賠償保険	A						

※委員会の評価（平均点）は小数点以下第2位を四捨五入している。

※委員が1人欠席したため、4人の平均点となっている。

(2) 総合評価に対する評価

担当課の総合評価に対し外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。

担当課の評価	委員会の評価		委員会の点数内訳（5段階評価）				
		平均点	5点	4点	3点	2点	1点
A：「協定内容あるいは要求水準等」に対して良好である	A：最適な評価	4.8点	3人	1人			

※委員が1人欠席したため、4人の平均点となっている。

(3) 年次事業評価に対する主な意見

- ① 管理執行体制に関する事項について、指定管理者の自己評価表の業務改善に向けた分析の中で「職員の確保が大きな課題」としているが、そのことが本項目の記載内容からは伺うことができないため、指定管理者と所管課との間で課題が共有されているようではあるが、所管課の言及もあると良い。
- ② 個人情報の保護について、障がい者施設においては個人情報の取扱いが特に重要であると思われるが、電子データに関するも適切に管理されているようである。
- ③ 利用者への対応及びサービス等の向上について、アンケートが無記名のため、詳細が把握できないことはやむを得ないと思うが、「非常に不満」との回答がある点は無視できない。
- ④ 利用許可業務について、「利用者の選考はない」とする点は不適切な評価とはいえないが、事前相談の中において実質的な選考が行われていないか懸念がある。所管課として利用希望者本人の意思を尊重しているとの説明があったため納得はしている。
- ⑤ 総合評価について、指定管理者の自己評価表が詳細に記されており、また、業務改善に向けた分析もしっかりと記載されている。利用者1名の一般企業への就職を実現できたことは非常に喜ばしいことだと思われる。

(4) 当該事業に対する主な意見・提案等

- ① 利用者が定員に満たない状況にあり、高齢化による退所者がいる一方で、新規の入所者が少ないとの説明があった。定員を充足し満員になることが必ずしも望ましいとは限らないが、特に就労継続支援については、もう少し入所者を増やせるような工夫があってもよいのではないかと。
- ② 通所者数や稼働率は、計画と比し、まだ少し余裕があるため、より多くの人に利用してもらえ施設運営を望む。
- ③ 利用者の方たちが毎日楽しく通えることが第一だと思う。

番 号	6	指定管理	
施 設 名	八潮市立八條図書館及び八條公民館	担 当 課	社会教育課
設置の目的	社会教育法及び図書館法の規定に基づく目標を達成するため		
業務内容	(1) 図書館資料の収集、整理及び保存、図書及び雑誌の貸出等の業務 (2) 公民館の利用の許可、定期講座の開設等の業務 (3) 八條図書館・公民館の施設及び設備の維持管理に関する業務		

(1) 事業の評価に対する評価

「開館時間」「管理執行体制に関する事項」「個人情報の保護」「利用者への対応及びサービス等の向上」「利用許可業務」「施設設備及び物品の維持管理」「経費の執行管理」「その他の事項」の評価項目について、外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。

評価項目	業務履行内容	担当課 の評価	委員会の評価 (平均点)	委員会の点数内訳 (5段階評価)				
				5点	4点	3点	2点	1点
①開館時間	開館予定日、時間	A	4.8	3人	1人			
②管理執行体制に 関する事項	職員数	A	4.5	2人	2人			
	チェック機能	A						
	法令遵守	A						
③個人情報の保護	適正な取り扱い	A	4.5	2人	2人			
	マニュアルの作成	A						
④利用者への対応 及びサービス等の 向上	行事の実行	A	4.3	2人	1人	1人		
	自己分析、業務改善	A						
	トラブル対応	A						
	職員研修	A						
⑤利用許可業務	利用料金の設定	A	4.8	3人	1人			
	減免の手続き	A						
	利用料金の徴収	A						
	公平な選考	A						
⑥施設設備及び物 品の維持管理	施設の維持管理	A	4.8	3人	1人			
	施設の改修・修繕	A						
	施設の保安管理	A						
	清掃業務	A						
	安全衛生管理	A						
	物品の管理	A						
⑦経費の執行管理	経費の効率化	A	4.8	3人	1人			
	経費の執行体制	A						
	適正な管理	A						
	経理規程等の整備	A						
⑧その他の事項	一括委託	A	4.8	3人	1人			
	賠償保険	A						

※委員会の評価（平均点）は小数点以下第2位を四捨五入している。

※委員が1人欠席したため、4人の平均点となっている。

(2) 総合評価に対する評価

担当課の総合評価に対し外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。

担当課の評価	委員会の評価		委員会の点数内訳（5段階評価）				
		平均点	5点	4点	3点	2点	1点
A：「協定内容あるいは要求水準等」に対して良好である	A：最適な評価	4.5点	2人	2人			

※委員が1人欠席したため、4人の平均点となっている。

(3) 年次事業評価に対する主な意見

- ① 開館時間について、システム交換のために10月上旬に開館していない時間帯があったようだが、基本的には開館されているとのことであり、予定日が守られているとするのは適切である。
- ② 利用者への対応及びサービス等の向上について、活動指標・成果指標を見ると、教室・講座の数がよく伸びているが、現在の指定管理者に代わって2年目となり、力を入れるようになったことの成果であるとの説明があり、利用者の希望を満たす運営が行われているものと考えられる。
- ③ 施設設備及び物品の維持管理について、築26年が経過し、修繕が必要な箇所が出てくることも予想されるが、現地視察で見た限りでは清潔感があり、日差しの差し込む明るい雰囲気を持しており、適切に維持されていると感じた。
- ④ 経費の執行管理について、支出における維持管理費が、直営最終年度（平成24年度）に比し、大きく削減されているが、これは指定管理者により適切に維持管理されているからであるとの説明があったため、効率的に運営していると考えられる。

(4) 当該事業に対する主な意見・提案等

- ① 交通の便が悪いが、移築にはコストがかかることもあり、現状維持するしかないこと、また、図書・雑誌の出版の在り方が、著しいIT化・オンライン化を受けて変容してきていることを考えると、実際に図書館を訪れて紙の図書・雑誌に触れるという従来の図書館の在り方も変容していくことが予想される。社会の要望に合った情報提供の在り方を模索してほしい。
- ② 利用者から苦情があったとのことで、指定管理者の対応のみだと不安に感じた。
- ③ いろいろと課題がある中、工夫のある運営がなされており、また明るく開かれた図書館としてとても魅力的にうっとりしました。

11. 全体に関する意見

令和7年度の本委員会では、6事業の外部評価を行った。今年度は外部評価全体に対する意見等はなかったため、今後も事務事業及び年次事業いずれにおいても適切な評価を実施し、効率的かつ効果的な行政運営を推進できるよう努めていただきたい。

資料編

事務事業評価シート(対象:R6年度実施事業)

事務事業名	ふるさと納税推進事業		所属コード	1101000		位置付け	主要事業	総合戦略	市長公約
事業の柱(章)	6 新公共経営		部	企画財政部		実施主体	市	県	国
大施策(節)	3 健全で計画的・効率的な行政の体制づくり		課	企画経営課		継続年数	5年以下	6~10年	11~15年
基本施策	1 計画的・効率的な行政の推進		係・担当	企画経営担当		根拠法令等	有	[地方税法等]	
予算科目	会計	01 款	2 項	1 目	8 事業	事業の対象	■ 全市民	■ 市民の一部	■ 内部職員
					5 事業		■ その他	[市外居住者]	

事業目的	<p>・ふるさと納税制度を活用し、寄附件数及び寄附額の増加に努めることで、自主財源の確保につなげるとともに、地元特産品のPR強化、地域経済の活性化を図るもの。</p> <p>事業概要</p> <p>・ふるさと納税の寄附受付や返礼品の贈呈等に係る運営業務を行う。</p>
------	--

単位: 円	R5決算	R6予算	R6決算	R7予算	事業の実施状況(見込み)
事業費(A)	10,780,559	13,571,000	11,901,345	13,149,000	<p>令和5年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種ポータルサイトや窓口でふるさと納税の寄附受付を行った。(寄附件数759件、寄附金合計額30,741,000円) ワンストップ特例制度の申請受付を行った。(申請受付件数161件) 新規ポータルサイトの追加を実施した。
委員報酬					
物件費					
維持補修費					
扶助費					
補助費等					<p>令和6年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種ポータルサイトや窓口でふるさと納税の寄附受付を行った。併せて、陥没事故に伴う災害支援寄附の受付を行った。(寄附件数1,860件、寄附金合計額43,810,024円) ワンストップ特例制度の申請受付を行った。(申請受付件数211件) 新規ポータルサイトの追加を実施した。
普通建設事業費					
その他					
国庫支出金					
県支出金					
市債					<p>令和7年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種ポータルサイトや窓口でふるさと納税の寄附受付を行う。 ワンストップ特例制度の申請受付を行う。
その他					
一般財源	10,780,559	13,571,000	11,901,345	13,149,000	
職員数(人/年)	0.05	0.05	0.05	0.05	
職員人件費(B)	372,674	380,450	387,429	393,750	
総事業費(A+B)	11,153,233	13,951,450	12,288,774	13,542,750	
人件費率(B/(A+B))	3.3%	2.7%	3.2%	2.9%	
予算執行率(職員人件費除く)	—	—	87.7%	—	

活動指標名	単位	令和5年度	令和6年度
ポータルサイト運用件数	件	3	4
		計画	実績
寄附額	円	12,000,000	30,000,000
		目標	実績
寄附件数	件	600	750
		目標	実績
		759	1,860

事務事業評価シート(対象:R6年度実施事業)

事務事業名	生活困窮者自立支援事業		所属コード	1301000		位置付け	■ 主要事業		総合戦略		市長公約	
事業の柱(章)	2 健康福祉・子育て		部	健康福祉部		実施主体	● 市		県		その他	
大施策(節)	5 互いに支え合い誰もが安心して暮らせる社会づくり		課	社会福祉課		継続年数	● 5年以下		6~10年		16年以上	
基本施策	4 生活の安定のための支援		係・担当	福祉企画係		根拠法令等	● 有		[生活困窮者自立支援法]		無	
予算科目	会計	01 款	3 項	1 目	事業	事業の対象	■ 全市民		市民の一部		内部職員	
事業目的	生活保護にいたる前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住宅確保給付金の支給などを行い自立を支援する。		事業概要		生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づき、下記事業を実施する。 ①生活困窮者自立相談支援事業②住居確保給付金の支給③子どもの学習支援事業④就労準備支援事業⑤家計改善支援事業		その他		[]		[]	

単位:円	R5決算	R6予算	R6決算	R7予算
事業費(A)	47,671,916	42,280,000	41,454,485	37,514,000
委員報酬				
物件費	38,346,816	38,380,000	38,352,220	32,192,000
維持補修費				
扶助費	9,325,100	3,900,000	3,102,265	5,322,000
補助費等				
普通建設事業費				
その他				
国庫支出金	28,101,620	28,139,000	26,969,780	25,301,000
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	19,570,296	14,141,000	14,484,705	12,213,000
職員数(人/年)	0.75	0.75	0.75	0.75
職員人件費(B)	5,465,960	5,706,750	5,811,438	5,906,250
総事業費(A+B)	53,137,876	47,986,750	47,265,923	43,420,250
人件費率(B/(A+B))	10.3%	11.9%	12.3%	13.6%
予算執行率(職員人件費除く)	—	—	98.0%	—

事業の実施状況(見込み)	令和5年度	令和6年度	令和7年度
生活困窮者自立支援法に基づく事業として、下記事業を実施した。 生活困窮者自立相談支援事業では、相談受付262件、プラン作成178件、住居確保給付金支給決定5件の支援を行った。 就労準備支援事業では、90件のプランを作成し支援を行った。 家計相談支援事業では、25件に対する学習支援事業では、222人の参加者があった。			
生活困窮者自立支援法に基づく事業として、下記事業を実施した。 生活困窮者自立相談支援事業では、相談受付337件、プラン作成212件、住居確保給付金支給決定8件の支援を行った。 生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業では、264人の参加者があった。 就労準備支援事業では、82件のプランを作成し支援を行った。 家計相談支援事業では、24件のプランを作成し支援を行った。			
生活困窮者自立支援法に基づく事業として、下記事業を実施する。 生活困窮者自立相談支援事業では、相談受付、プラン作成、住居確保給付金の受付など、相談支援を行う。 生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業では、中学生・高校生を対象に学習教室を開催する。 就労準備支援事業では、就労に向け課題のある方に対し相談支援を行う。 家計相談支援事業では、家計管理に問題のある方に対し相談支援を行う。			

活動指標名	単位	令和5年度	令和6年度
新規相談件数 (人口10万人・年間)	計画	192	192
	実績	281	362
プラン作成件数 (人口10万・年間)	計画	96	96
	実績	191	228
成果指標名	単位	令和5年度	令和6年度
就業・増収率	目標	48.2	48.4
	実績	46.8	47.9

■事業の評価 (R6年度の事後評価)

①必要性の評価		評価者名	井口
当該事務事業について市が関与する必要性			
A:非常に高い	B:高い	C:ある程度認められる	
■	■	■	
<p>法律、政令、省令、通達等により、市に実施が義務づけられている事業を止めた場合、市民の生命、財産等に大きな影響を与える恐れがあるサービスの拡大や充実を求める市民意見・要望が増えている</p> <p>市が何らかの関与(監督、指導等)をしないと、問題が発生する可能性がある</p> <p>当該事務事業が解決すべき課題が増えている。増えることが予想される</p> <p>その他</p>			
判断	理由		

②目標達成度の評価

R6年度の目標達成度			
A:達成した(100%)	B:概ね達成できた(80%以上)	C:達成できなかった(80%未満)	
■	■	■	
<p>活動指標の目標を達成した</p> <p>業務改善方針等の指標に現れない目標を達成した</p> <p>達成できた内容/できなかった内容・理由(必ず記入)</p>			

判断理由

成果指標の目標は達成できなかったが、生活保護に至る前の自立支援策として、相談者へのアセスメント、援助プランを作成するほか、アウトリーチ(訪問活動)を行うことで生活困窮者の実情を把握し早期支援と自立の促進を図っており、目的は概ね達成できたといえる。

③実施内容・方法の評価

成果向上やコスト削減のための見直しの余地			
余地が大きい	余地がある	余地が全くない	
■	■	■	
<p>民間委託や指定管理者制度の活用などの事業手法を再検討する余地がある</p> <p>事業費や人件費などのコストを圧縮する工夫が考えられる</p> <p>業務の進め方や手続き(業務プロセス)を簡略化・簡素化することが考えられる</p> <p>社会情勢やニーズの変化等により、サービスの対象・量・水準を見直すことが考えられる</p> <p>成果を高める工夫が考えられる</p> <p>その他</p>			
判断	理由		

④公平性の評価

i. 受益者が一部に偏っているか			
偏りがある	やや偏りがある	偏りが無い	●非該当
■	■	■	■
ii. 受益者負担の見直しの余地			
余地がある	余地がない	受益者負担がない	非該当
■	■	■	■
<p>使用料・手数料等の料金設定を市で行うことができる</p> <p>国や県、民間事業者等が同種・類似サービスを提供している</p> <p>受益者の負担割合が国等の定めている基準を下回っている</p> <p>使用料・手数料等の見直しから5年以上経過している</p>			
判断	理由		

■計画期間を通じた課題と対応策

評価時点で認識されている問題・課題		課題はほとんどない	●ある程度課題がある	大きな課題がある
課題				
	生活困窮者の中には、複合的な課題を抱えている世帯もあることから、それぞれの課題に応じた支援が求められている。			
考えられる対応策	生活困窮者自立相談支援担当だけでなく、生活保護面接相談員や庁内関係各課、社会福祉協議会などと連携して相談支援を行う必要がある。			

■総合評価(最終目標に対する進捗状況)

- ☆☆: 順調(最終目標達成に向け、順調に成果があがっている)
- ☆☆: 概ね順調(最終目標達成に向け、やや遅れているが概ね順調)
- ☆: 遅れ(このままでは、最終目標の達成が難しい)

総合評価	判断理由
☆☆	生活保護に至る前の自立支援策として、相談者へのアセスメント、援助プランを作成するほか、アウトリーチ(訪問活動)を行うことで生活困窮者の早期支援と自立の促進を図っている。また、就労準備支援事業、家計改善支援事業を実施するなど、支援体制の強化に努めている。

■今後の方向性(計画期間を通じての方向)

方向性	●:現状のまま継続	■:休止・廃止	■:終了・完了	
	■:見直して継続	■:他事業と統合して継続		
経営資源(R7年度比)	重点化(拡充)	手段を改善	効率・簡素化	その他
	事業費	増加	現状維持	削減
	労働量	増加	現状維持	削減
今後の実施方針(改善方針)	市民への生活困窮者自立相談支援担当窓口の周知に努めるとともに、相談者へのアセスメント、アウトリーチ(訪問活動)を充実させ、生活困窮者の早期支援と自立の促進を図る。			

事務事業評価シート(対象:R6年度実施事業)

事務事業名	こども誕生応援事業		所属コード	1351000		位置付け	主要事業		総合戦略		市長公約	
施策の柱(章)	2 健康福祉・子育て		部	子ども家庭部		実施主体	市		県		国	
大施策(節)	8 全ての子どもの幸せづくり		課	子育て支援課		継続年数	5年以下		6~10年		11~15年	
基本施策	1 子育て支援の推進		係・担当	児童給付係		根拠法令等	有		[八潮市誕生祝金の支給に関する要綱]		無	
予算科目	会計	01 款	3 項	2 目	1 事業	事業の対象		全市民		市民の一部		内部職員
事業目的	<p>子育て支援対策事業として ①誕生祝金を支給する。 ②コバトンベンビーギフトの事業を実施する。 ③パパ・ママ応援ショップ優待カードを配布する。 ④母乳育児支援給付金を支給する。 ことで経済的負担の軽減を図る。</p>											

単位:円		R5決算	R6予算	R6決算	R7予算
事業費(A)		22,382,130	25,624,000	20,424,870	24,546,000
事業費の内訳		359,700	424,000	359,700	446,000
普通建設事業費		22,022,430	25,200,000	20,065,170	24,100,000
その他					
国庫支出金					
県支出金					
市債					
その他					
一般財源		22,382,130	25,624,000	20,424,870	24,546,000
職員数(人/年)		0.50	0.50	0.50	0.50
職員人件費(B)		3,643,974	3,804,500	3,874,292	3,937,500
総事業費(A+B)		26,026,104	29,428,500	24,299,162	28,483,500
人件費率(B/(A+B))		14.0%	12.9%	15.9%	13.8%
予算執行率(職員人件費除く)		—	—	79.7%	—

事業の実施状況(見込み)	
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・八潮市誕生祝金の支給に関する要綱に基づき、誕生した児童を対象に誕生祝金3万円を支給した。 ・子育てファミリー応援カードの配布等を実施した。 ・パパ・ママ応援ショップ優待カードの交付、カードに代わるアプリ登録の案内を行った。 ・産後の乳房の変化や授乳行為に伴い生じる乳房トラブルを防止するため、助産院などで行う「乳房ケア」を受けた費用に対する給付金を支給した。
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・八潮市誕生祝金の支給に関する要綱に基づき、誕生した児童を対象に誕生祝金3万円を支給した。 ・子育てファミリー応援事業についてチラシの配布等を実施した。 ・パパ・ママ応援ショップ優待カードの交付、カードに代わるアプリ登録の案内を行った。 ・産後の乳房の変化や授乳行為に伴い生じる乳房トラブルを防止するため、助産院などで行う「乳房ケア」を受けた費用に対する給付金を支給した。
令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> ・八潮市誕生祝金の支給に関する要綱に基づき、誕生した児童を対象に誕生祝金3万円を支給する。 ・パパ・ママ応援ショップ優待カードの交付、カードに代わるアプリ登録の案内を行う。 ・産後の乳房の変化や授乳行為に伴い生じる乳房トラブルを防止するため、助産院などで行う「乳房ケア」を受けた費用に対する給付金を支給する。

活動指標名	単位	令和5年度	令和6年度	成果指標名	単位	令和5年度	令和6年度
誕生祝金年間支給延べ件数	計画	800	800	誕生祝金	目標	24000	24000
	実績	713	713	年間支給金額	実績	21390	19530
乳房ケア年間給付延べ件数	計画	252	252	乳房ケア	目標	1260	1260
	実績	136	136	年間給付延べ金額	実績	632	535

■事業の評価 (R6年度の事後評価)

①必要性の評価		評価者名	平野
当該事務事業について市が関与する必要性			
●	A:非常に高い	B:高い	C:ある程度認められる
■	法律、政令、省令、通達等により、市に実施が義務づけられている		
■	事業を止めた場合、市民の生命、財産等に大きな影響を与える恐れがある		
■	サービスの拡大や充実を求める市民意見・要望が増えている		
■	市が何らかの関与(監督、指導等)をしないと、問題が発生する可能性がある		
■	当該事務事業が解決すべき課題が増えている。増えることが予想される		
■	その他		
判断理由			

②目標達成度の評価

R6年度の目標達成度			
A:達成した(100%)	B:概ね達成できた(80%以上)	C:達成できなかった(80%未満)	
■	活動指標の目標を達成した	●	成果指標の目標を達成した
■	業務改善方針等の指標に現れない目標を達成した		
判断理由	達成できた内容/できなかった内容・理由(必ず記入)		

活動指標及び成果指標の数値が、出生数の減少に伴い想定件数よりも少なかったため、達成できなかった。

③実施内容・方法の評価

成果向上やコスト削減のための見直しの余地			
■	余地が大きい	●	余地がある
■	民間委託や指定管理者制度の活用などの事業手法を再検討する余地がある		余地が全くない
■	事業費や人件費などのコストを圧縮する工夫が考えられる		
■	業務の進め方や手続き(業務プロセス)を簡略化・簡素化することが考えられる		
■	社会情勢やニーズの変化等により、サービスの対象・量・水準を見直すことが考えられる		
■	成果を高める工夫が考えられる		
■	その他		
判断理由			

④公平性の評価

i. 受益者が一部に偏っているか			
●	偏りがある	■	やや偏りがある
●	偏りが無い	■	偏りが無い
ii. 受益者負担の見直しの余地			
■	余地がある	■	余地が無い
■	使用料・手数料等の料金設定を市で行うことができる	●	受益者負担がない
■	国や県、民間事業者等が同種・類似サービスを提供している	●	非該当
■	受益者の負担割合が国等の定めている基準を下回っている		
■	使用料・手数料等の見直しから5年以上経過している		
判断理由			

■計画期間を通じた課題と対応策

評価時点で認識されている問題・課題	
課題はほとんどない	●ある程度課題がある
大きな課題がある	
課題	誕生祝金及び母乳育児支援給付金の申請件数を向上し、維持していく必要がある。
考えられる対応策	対象者への周知を継続していく。

■総合評価(最終目標に対する進捗状況)

- ☆☆: 順調 (最終目標達成に向け、順調に成果があがっている)
- ☆☆: 概ね順調 (最終目標達成に向け、やや遅れているが概ね順調)
- ☆: 遅れ (このままでは、最終目標の達成が難しい)

総合評価	判断理由
☆☆	<ul style="list-style-type: none"> 誕生祝金支給に関する要綱に基づき、祝金の支給を行った。 母乳育児支援給付金の支給に関する要綱に基づき、給付金の支給を行った。
概ね順調	

■今後の方向性(計画期間を通じての方向)

方向性	●:現状のまま継続	■:休止・廃止	□:終了・完了		
	○:見直して継続	■:他事業と統合して継続			
経営資源 (R7年度比)	→	重点化(拡充)	手段を改善	効率・簡素化	その他
事業費	増加	増加	削減維持	削減	
労働量	増加	増加	削減維持	削減	
今後の実施方針 (改善方針)	<ul style="list-style-type: none"> 適正な支給に努めるとともに、実績に基づき、課題等を把握し、必要な調査・検討を行う。 				

事務事業評価シート(対象:R6年度実施事業)

事務事業名	備蓄物資整備事業		所属コード	1502000		位置付け	主要事業	総合戦略	市長公約
施策の柱(章)	3 防災・防犯・消防・救急		部	生活安全部		実施主体	市	県	国
大施策(節)	1 災害に強いまちづくり		課	危機管理防災課		継続年数	5年以下	6~10年	11~15年
基本施策	2 地域防災力の強化		係・担当	危機管理担当		根拠法令等	有		16年以上
予算科目	01	款	3	項	5	目	事業	市民の一部	内部職員
事業目的	災害発生時に必要となる避難者、帰宅困難者及び災害対応業務従事者の食料や飲料水、生活必需品などを確保する。		担当者名	江尻		事業	6		
			内線	804		事業の対象			
			事業	6					
			事業概要						

単位:円	R5決算	R6予算	R6決算	R7予算
事業費(A)	15,623,286	11,006,000	17,291,419	28,274,000
委員報酬				
物件費	15,623,286	11,006,000	17,291,419	28,274,000
維持補修費				
扶助費				
補助費等				
普通建設事業費				
その他				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	15,623,286	11,006,000	17,291,419	28,274,000
職員数(人/年)	0.30	0.30	0.30	0.30
職員人件費(B)	2,186,384	2,282,700	2,324,575	2,362,500
総事業費(A+B)	17,809,670	13,288,700	19,615,994	30,636,500
人件費率(B/(A+B))	12.3%	17.2%	11.9%	7.7%
予算執行率(職員人件費除く)	—	—	157.1%	—

事業の実施状況(見込み)
令和5年度
令和6年度
令和7年度

活動指標名	単位	令和5年度	令和6年度
7ルミア米備蓄量(年度末)	食	計画 45,066	令和6年度 45,066
		実績 46,000	実績 55,950
		計画 102	実績 124
		実績 100	実績 100

■事業の評価 (R6年度の事後評価)

①必要性の評価		評価者名	神原
当該事務事業について市が関与する必要性			
●	A:非常に高い	B:高い	C:ある程度認められる
■	法律、政令、省令、通達等により、市に実施が義務づけられている		
■	事業を止めた場合、市民の生命、財産等に大きな影響を与える恐れがある		
■	サービスの拡大や充実を求める市民意見・要望が増えている		
■	市が何らかの関与(監督、指導等)をしないと、問題が発生する可能性がある		
■	当該事務事業が解決すべき課題が増えている。増えることが予想される		
■	その他		
判断理由			

②目標達成度の評価

R6年度の目標達成度			
●	A:達成した(100%)	B:概ね達成できた(80%以上)	C:達成できなかった(80%未満)
■	活動指標の目標を達成した	■	成果指標の目標を達成した
■	業務改善方針等の指標に現れない目標を達成した		
判断理由	達成できた内容/できなかった内容・理由(必ず記入)		

震災による想定避難者数4,545人に対し、その3日分の食料を備蓄することとを当面の目標としており、目標以上の備蓄が確保できている。

③実施内容・方法の評価

成果向上やコスト削減のための見直しの余地			
■	余地が大きい	●	余地がある
■	民間委託や指定管理者制度の活用などの事業手法を再検討する余地がある		
■	事業費や人件費などのコストを圧縮する工夫が考えられる		
■	業務の進め方や手続き(業務プロセス)を簡略化・簡素化することが考えられる		
■	社会情勢やニーズの変化等により、サービスの対象・量・水準を見直すことが考えられる		
■	成果を高める工夫が考えられる		
■	その他		
判断理由			

④公平性の評価

i. 受益者が一部に偏っているか			
■	偏りがある	●	偏りがない
■	非該当		
ii. 受益者負担の見直しの余地			
■	余地がある	●	余地がない
■	受益者負担がない		
■	使用料・手数料等の料金設定を市で行うことができる		
■	国や県、民間事業者等が同種・類似サービスを提供している		
■	受益者の負担割合が国等の定めている基準を下回っている		
■	使用料・手数料等の見直しから5年以上経過している		
判断理由			

■計画期間を通じた課題と対応策

評価時点で認識されている問題・課題			
課題はほとんどない	●	ある程度課題がある	大きな課題がある
課題	物資の備蓄については、災害時に円滑な提供ができるよう、避難所で保管を行うことが望ましいが、備蓄品の種類や数が増加し、避難所での備蓄場所の確保が困難になっている。		
考えられる対応策	避難所の施設管理者と連携を図りながら、備蓄場所の確保に努めるとともに、新たな備蓄場所の確保を検討する。		

■総合評価(最終目標に対する進捗状況)

- ☆☆: 順調 (最終目標達成に向け、順調に成果があがっている)
- ☆☆: 概ね順調 (最終目標達成に向け、やや遅れているが概ね順調)
- ☆: 遅れ (このままでは、最終目標の達成が難しい)

総合評価	判断理由
☆☆☆ 順調	八潮市地域防災計画の震災時の想定避難者数及び災害対応業務従事職員等に対し、3日分の食糧備蓄が確保されている。 また、新たに必要と想定される物資の備蓄を積極的に進めている。

■今後の方向性(計画期間を通じての方向)

方向性	現状のまま継続	●	見直して継続	●	休止・廃止	●	終了・完了
	重点化(拡充)	■	手段を改善	■	効率・簡素化	■	その他
経営資源(R7年度比)	事業費	増加	削減維持	●	削減		
	労働量	増加	削減維持	●	削減		
今後の実施方針(改善方針)	令和7年3月に更新した八潮市備蓄計画に基づき、備蓄品の種類、備蓄数量など計画的に備蓄を進める。						

年次事業評価シート（指定管理者の業務に係る事業の評価）

【施設の概要】

所管課名	障がい福祉課		
施設名	八潮市障がい者福祉施設やまびこ		
施設所在地	八潮市大字鶴ヶ曾根403番地1		
設置の目的	障がい者が自立した日常生活並びに社会生活を営むことができるよう必要な支援を行い、障がい者の福祉の増進を図る		
指定管理者	社会福祉法人 八潮市社会福祉協議会		
指定期間	令和6年4月1日	～	令和11年3月31日
評価期間	令和6年4月1日	～	令和7年3月31日
指定管理者に求めるもの	団体の活力や柔軟な発想を生かし、これまで以上に利用者本位の柔軟なサービスを提供し、効率的な経営の推進を図ること。		

【指定管理者が行う主な業務の内容】

(1) 障がい者福祉施設の利用の承認に関する業務
(2) 八潮市障がい者福祉施設設置及び管理条例第3条各号（※）に掲げる事業に関する業務
(3) 障がい者福祉施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務
※(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第7項に規定する生活介護を行う事業
(2) 法第5条第14項に規定する就労継続支援を行う事業
(3) 前2号に掲げるもののほか、障がい者福祉施設の設置の目的を達成するために必要な事業

【管理経費の収支状況】

		直営最終年度	令和5年度	令和6年度	比較(R6-R5)	
収入(円)	管理料	0	12,520,000	14,216,000	1,696,000	
	利用料金収入	37,574,241	40,076,264	42,337,198	2,260,934	
	前年度繰越金		6,485,069	6,651,132	166,063	
	その他	負担金収入	2,600	18,000	12,000	▲6,000
		就労支援事業収入		3,897,310	3,642,689	▲254,621
		その他収入		120	30,240	30,120
収入合計(円)		37,576,841	62,996,763	66,889,259	3,892,496	
支出(円)	運営費	4,662,753	3,158,023	3,468,655	310,632	
	人件費	62,061,878	37,710,055	39,218,908	1,508,853	
	維持管理費	1,744,263	2,833,211	6,044,529	3,211,318	
	その他	負担金支出		19,372	7,920	▲11,452
		就労支援事業支出		3,898,730	3,644,270	▲254,460
拠点区分間繰入金支出			8,726,240	8,062,000	▲664,240	
支出合計(円)		68,468,894	56,345,631	60,446,282	4,100,651	
収支(円)		▲30,892,053	6,651,132	6,442,977	▲208,155	

※詳細は別添「自己評価表」参照

【施設の利用状況】

	令和5年度	令和6年度	比較(R6-R5)
開館日数(日)	240	239	▲ 1
来館者数(人)	5,367	5,188	▲ 179

※詳細は別添「自己評価表」参照

【活動指標】(事務事業評価から引用)

	単位		令和5年度	令和6年度
通所者数	人	計画	66	66
		実績	61 (やまびこ24、わかくさ18、虹の家19)	60 (やまびこ24、わかくさ18、虹の家18)

【当該施設のほか、指定管理者が管理する障がい者福祉施設「わかくさ」「虹の家」を含めた数値】

【成果指標】(事務事業評価から引用)

	単位		令和5年度	令和6年度
稼働率	%	計画	88	88
		実績	73.5	80

【当該施設のほか、指定管理者が管理する障がい者福祉施設「わかくさ」「虹の家」を含めた数値】

【利用者満足度調査結果】(抜粋)

	非常に満足	満足	どちらでもない	不満	非常に不満	合計
指定管理者に対する評価(総合評価)(人)	8	11	3	0	1	23
割合(%)	34.8%	47.8%	13.0%	0.0%	4.3%	100.0%
利用者満足度指数	4.08					

【サービスの向上】(指定管理者が運営を行うことによりサービスが向上したものについて記述)

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に基づき、意思決定支援の推進に配慮していることや、医師との連携を図り、利用者の特性や個性、意思等を尊重した支援を心がけていることから、利用者の満足度が高い。

【年次事業評価結果】

※評価が「C」の場合は、その改善策等を特記事項に記入する。

業務履行内容		評価項目	評価方法	確認結果 (具体的な確認事項、根拠)	評価	特記事項 現地確認事項
①開館時間						
開館予定日、開館時間は守られているか	開館日数、時間数が守られていたか関係書類により確認する			<ul style="list-style-type: none"> 開所日数239日 令和6年4月1日は新年度体制準備のため休所。8月13日・14日・15日は夏季休所。(条例で定められている休日以外の休日は文書を提出している) 	A	
②管理執行体制に関する事項						
業務を遂行するための必要な職員は確保されているか	職員の配置を就労関係書類などにより確認する			介護給付費等算定にかかるとかかる体制等に関する届出書による確認を行っている。	A	
業務の処理に適した執行体制や処理過程におけるチェック機能が確保されているか	体制の状況について現状を確認する。業務処理を確認できる各種規定などにより確認する			介護給付費等算定にかかるとかかる体制等に関する届出書に基づく人員配置より業務を行っている。	A	
業務に従事する職員は、関係法令を遵守しているか	法令遵守責任者へのヒアリングや、関係書類(研修の開催結果等)により確認する			事業所における職場内研修を実施している。	A	
③個人情報の保護						
八潮市個人情報保護条例に基づき適正に取り扱われているか	条例違反の有無について関係書類やヒアリングにより確認する			<ul style="list-style-type: none"> 条例違反は確認されていない。 社会福祉法人八潮市社会福祉協議会個人情報保護規程が整備され、適正に取り扱われている。 個人情報情報を保存するUSBは、鍵付のボックスに常時保管し、個人情報漏洩防止の対策を講じている。 	A	
個人情報の管理及び取り扱いに係るマニュアル等の作成がなされているか	作成状況及びその内容について確認する(電子媒体及び紙媒体いずれも)			社会福祉法人八潮市社会福祉協議会個人情報保護規程が整備されている。	A	
④利用者への対応及びサービス等の向上						
事業計画に基づいた行事は行われているか	関係書類等により確認する			年次協定による事業計画書と実績報告により確認している。	A	
利用者へのアンケート調査などを実施し、自己分析や業務改善を行っているか	関係書類等により確認する			<ul style="list-style-type: none"> 期間：令和7年3月1日～4月9日 回答数：23件 利用者アンケートの結果に基づき適正な分析が行われている。 	A	
市民からの苦情等のトラブルの対応は適切に行われているか	関係書類等により確認する			令和6年度において、市民からの苦情等のトラブルは発生していない。	A	
職員育成のための研修は行われているか	関係書類等により確認する			事業所における職場内研修を実施している。	A	

業務履行内容		評価項目	評価方法	確認結果 (具体的な確認事項、根拠)	評価	特記事項 現地確認事項
⑤利用許可業務						
利用料金は適正に設定されているか	利用料金が市と協議した設定となっているか確認する			受給者証に記載している自己負担額を基に、利用料金を設定している。	A	
利用料金の減免の手続きは適正に行われているか	関係書類等により確認する			受給者証に記載している自己負担額を基に、利用料金を設定している。	A	
利用料金の徴収は適正に執行されているか	利用料金の徴収が適正に執行されているか確認する			受給者証に記載している自己負担額を基に、利用料金を設定している。	A	
利用者の公平な選考を行っているか	事業計画及び関係書類により現状を確認する			・利用者の選考はない。 ・利用希望者からの事前相談、実習を行い、条例に基づく適正な利用承認を行っている。	A	
⑥施設設備及び物品の維持管理						
各部の施設維持管理が良好な状態に維持されているか	正常に維持されているか、保守点検や修繕の状況について関係書類及び現状を確認する			・エレベーター及び自動ドアについて、業務委託により適正に管理されている。	A	
施設の改修・修繕は市と協議の上で行われているか	修繕の箇所、経緯について関係書類を確認する			・修繕箇所については、市と協議を行い実施している。	A	
施設の保安管理が適切に行われているか	施設の警備状況について関係書類及び現状を確認する			・最終退館者により適切な施錠が行われている。 ・警備会社と契約を行っている。施錠後の火災、侵入等の異常発生時、警備員が確認を行う。	A	
清掃業務等が適切に行われているか	業務範囲が的確に処理されているか関係書類により確認する			第三者委託業務承認申請書により確認している。	A	
安全衛生管理に配慮した業務運営、管理がされているか	施設の安全衛生管理の状況について関係書類及び現状を確認する			・全職員が健康診断を受診。 ・安全衛生推進者を選任し、施設の安全衛生水準の向上が図られている。	A	
物品（備品）の管理は適切に行われているか	台帳により確認			備品台帳により、適正に管理されている。	A	

業務履行内容		評価項目		評価方法		確認結果 (具体的な確認事項、根拠)		評価	特記事項 現地確認事項
⑦経費の執行管理									
経費を効率的に運用する工夫はされているか	関係書類やヒアリングにより確認する	利用者の支援に必要なものを優先し、経費を効率的に運用している。 こまめな消灯・空調切替を行い、無駄なエネルギー消費を抑えている。	A						
経費を適正に執行管理するための体制が確保されているか	体制の状況について現状を確認する	経費の執行には、決裁規定に基づいており、体制が確保されている。	A						
資金の適正な管理と経理内容の明確化が図られているか	経理内容について帳簿及び関係書類により確認する	経理内容について、具体的な記載があり、明確化が図られている。	A						
経費に係る経理規程等の整備が行われているか	作成状況及びその内容について確認する	社会福祉法人八潮市社会福祉協議会経理規程を整備している。	A						
⑧その他の事項									
業務の一括委託などは行われていないか	委託契約書等の関係書類で確認する	第三者委託業務承認申請書により確認している。	A						
賠償保険に加入しているか	保険証書等により賠償保険の保険内容等を確認する	保険証書により、賠償保険の内容を確認している。	A						

【指定管理者自己評価及び業務改善に向けた分析】

(1) 指定管理者自己評価

令和7年3月末日現在、生活介護事業は8名（定員10名）、就労継続支援B型事業は16名（定員30名）が利用しています。
令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に基づき、意思決定支援の推進に配慮しました。特に、意思決定支援会議については、利用者及び保護者の参加を促し、十分な時間を確保して個別目標に対する振り返り及び次期目標についての意見や希望などの聴取を丁寧に行いました。これにより、利用者が考えや困りごとを述べるようになったり、接する機会が少なかった保護者から情報を得られたりと貴重な交流の場となりました。
生活介護事業では、常勤看護師が中心となり嘱託医と連携し、場合によっては医療機関へつなげるなど利用者の体調管理を適切に行いました。また、大声や他害などの強度行動障害のある利用者については、保護者からの情報や元ミーティングについて職員全員が情報が共有を確実に防ぎました。
就労継続支援B型事業では、4社の内職作業に取り組み、工賃収入は対前年比93パーセントでしたが、一人当たりの平均工賃は月額2万円を超えました。8月には1名が一般企業への就職を実現させ、ほかの利用者のモチベーション向上につながっています。

(2) 業務改善に向けた分析

依然として職員の確保が大きな課題であり、求人情報掲載の新規開拓を図るとともに、コンプライアンスを徹底し、ハラスメントのない長く勤務できる職場環境づくりを推進します。
利用者が安心して過ごせるよう、引き続き、虐待防止・身体拘束適正化研修を定期的実施するとともに、不適切な言動についても適宜指導を行います。
個人情報については、外部記録媒体、紙媒体の管理を徹底するほか、口頭による漏洩にも注意するよう全職員に指導を行います。
生活介護事業では、自傷や他害などの強度行動障害への対応について職員全員が情報が共有し、トラブルや負傷事故等に至らないよう努めます。
就労継続支援B型事業では、作業能力や就労意欲の低下が見られますが、利用者の意思を尊重し、個々の特性を踏まえた就労支援を行います。
引き続き、八潮市、相談支援事業所及び特別支援学校などの関係機関と連携して新規利用者を積極的に受け入れていきます。

【所管課所見】

令和6年度障害福祉サービス報酬改定に基づき、意思決定支援を推進し、利用者及び保護者から丁寧な希望等を聴取している点は高く評価できる。また、医師との連携を図り、利用者の特性や個性、意思等を尊重した支援を心がけていることから、利用者の満足度も高い。
今後も利用者に寄り添った支援に努めていただき、引き続き関係機関と連携して、新規利用者を積極的に受け入れていただきたい。

総合評価

A

年次事業評価シート（指定管理者の業務に係る事業の評価）

【施設の概要】

所管課名	社会教育課
施設名	八潮市立八條図書館及び八條公民館
施設所在地	八潮市八條2753番地46
設置の目的	社会教育法及び図書館法の規定に基づく目標を達成するため
指定管理者	ヤオキン商事株式会社
指定期間	令和5年4月1日 ～ 令和10年3月31日
評価期間	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日
指定管理者に求めるもの	(1) 専門的人材の確保や効率的な人材配置など合理的な人的資源の整備 (2) 事業経営の合理化等による経費節減 (3) 民間のノウハウを活かした事業展開

【指定管理者が行う主な業務の内容】

(1) 図書館資料の収集、整理及び保存、図書及び雑誌の貸出等の業務
(2) 公民館の利用の許可、定期講座の開設等の業務
(3) 八條図書館・公民館の施設及び設備の維持管理に関する業務

【管理経費の収支状況】

		直営最終年度	令和5年度	令和6年度	比較(R6-R5)
収入(円)	管理料	—	75,569,000	76,764,500	1,195,500
	利用料金収入	—			0
	前年度繰越金	—			0
	その他 講座材料費等	—	21,050	119,500	98,450
収入合計(円)		0	75,590,050	76,884,000	1,293,950
支出(円)	運営費	26,588,858	22,764,733	23,379,126	614,393
	人件費	41,127,676	46,254,134	46,801,787	547,653
	維持管理費	9,184,298	5,682,542	6,194,134	511,592
	その他	—			0
支出合計(円)		—	74,701,409	76,375,047	1,673,638
収支(円)		—	888,641	508,953	▲ 379,688

※詳細は別添「自己評価表」参照

※直営最終年度は平成24年度

※直営最終年度の金額は、現在、指定管理者によって行われている業務内容と異なるため参考値（情報提供事業全体を2館で割ったもの）

【施設の利用状況】

	令和5年度	令和6年度	比較(R6-R5)
図書館開館日数(日)	300	292	▲ 8
公民館開館日数(日)	308	307	▲ 1
図書館来館者数(人)	92,286	89,009	▲ 3,277
公民館平均稼働率(%)	21	25	4

※詳細は別添「自己評価表」参照

【活動指標】（事務事業評価から引用）

	単位		令和5年度	令和6年度
学校への出前おはなし会 （八幡図書館分含む）	回	計画	36	36
		実績	68（八條30、八幡38）	58（八條25、八幡33）
教室・講座の数 （八幡公民館分含む）	件	計画	35	35
		実績	38（八條15、八幡23）	51（八條26、八幡25）

【成果指標】（事務事業評価から引用）

	単位		令和5年度	令和6年度
学校における活動の参加人数 （八幡図書館分含む）	人	計画	1,080	1,080
		実績	1,750（八條667、八幡1,083）	1,424（八條461、八幡963）
教室・講座の受講者数 （八幡公民館分含む）	人	計画	1,200	1,200
		実績	1,720（八條1,061、八幡659）	3,527（八條2,910、八幡617）

【利用者満足度調査結果】（抜粋）

	非常に満足	満足	どちらでもない	不満	非常に不満	合計
指定管理者に対する評価（総合評価） （人）	56	65	32	1	0	154
割合（%）	36.4%	42.2%	20.8%	0.6%	0.0%	100.0%
利用者満足度指数	4					

※回収枚数は170件であったが、「無回答」が16件あった。

【サービスの向上】（指定管理者が運営を行うことによりサービスが向上したものについて記述）

独自の広報紙「コネクト」の発行や地域住民が交流を促進できる「図書館まつり」、「科学フェスタ」等の新規事業を行った。

【年次事業評価結果】

※評価が「C」の場合は、その改善策等を特記事項に記入する。

業務履行内容		評価項目	評価方法	確認結果 (具体的な確認事項、根拠)	評価	特記事項 現地確認事項
①開館時間						
開館予定日、開館時間は守られているか	開館日数、時間数が守られているか	開館日数、時間数が守られているか	開館日数、時間数が守られているか関係書類により確認する	<ul style="list-style-type: none"> 開館日数：図書館292日、公民館307日 図書館は、令和6年9月30日から10月1日まで、図書館システム更新のため休館とした。それ以外についてはすべて開館している。 開館時間：図書館9:00～19:00、公民館9:00～21:00 職員は8:30～21:15（土日は21:05まで）の間施設に配置されている。 八潮市立八條図書館・八條公民館 月次報告書により確認 	A	
②管理執行体制に関する事項						
業務を遂行するための必要な職員は確保されているか	職員の配置を就労関係書類などにより確認する	職員の配置を就労関係書類などにより確認する		<ul style="list-style-type: none"> 職員の人数：20人（うち正規職員6人、臨時職員14人、うち司書6人、社会教育士4人） （令和7年4月1日時点） 職員について国の基準等はない 職員が病欠をした場合でも、他の職員が対応できるようなシフトを組んでいる。 職員配置表により確認。 	A	
業務の処理に適した執行体制や処理過程におけるチェック機能が確保されているか	体制の状況について現状を確認する	業務処理を確認できる各種規定などにより確認する		<ul style="list-style-type: none"> 役割分担表に基づいて業務を行っている。 重要書類の作成などにおいては、必ず二重三重のチェックを行うような仕組みとなっている。 	A	
業務に従事する職員は、関係法令を遵守しているか	法令遵守責任者へのヒアリングや、関係書類（研修の開催結果等）により確認する	法令遵守責任者へのヒアリングや、関係書類（研修の開催結果等）により確認する		<ul style="list-style-type: none"> 事業所における職場内研修を実施している。 消防訓練を2回実施し、16人が参加した。 労働安全衛生及び個人情報取扱いに関する研修を実施し、16人が参加した。 	A	
③個人情報の保護						
八潮市個人情報保護条例に基づき適正に取り扱われているか	条例違反の有無について関係書類やヒアリングにより確認する	条例違反の有無について関係書類やヒアリングにより確認する		<ul style="list-style-type: none"> 条例違反は確認されていない。 図書館、公民館ともに利用者の情報を登録しているが、適切な管理・運営が行われている。 紙媒体及び電子媒体の個人情報保護は鍵付きの棚に保管し、ファイルはパスワード管理するなど情報漏洩対策が適切に実施されている。 	A	
個人情報の管理及び取り取り扱いは関係マニキュアル等の作成がなされているか	作成状況及びその内容について確認する（電子媒体及び紙媒体いずれも）	作成状況及びその内容について確認する（電子媒体及び紙媒体いずれも）		<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護マニキュアルが整備され、適正に管理されている。 令和4年4月にマニキュアルの更新が行われており、その内容が適切であると確認した。 	A	
④利用者への対応及びサービス等の向上						
事業計画に基づいた行事は行われているか	関係書類等により確認する	関係書類等により確認する		<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度八條図書館事業計画案及び八條公民館事業計画案と月次報告書から、適切に実施されていることを確認した。 	A	
利用者へのアンケート調査などを実施し、自己分析や業務改善を行っているか	関係書類等により確認する	関係書類等により確認する		<ul style="list-style-type: none"> 期間 令和7年1月7日～1月31日 回答数：170件（うち無回答16件） 利用者アンケートの結果に基づき適正な分析が行われている。 	A	
市民からの苦情等のトラブルの対応は適切に行われているか	関係書類等により確認する	関係書類等により確認する		<ul style="list-style-type: none"> 苦情件数：5件 職員の接客態度に対する苦情があったため、後日接遇の研修を行った。 	A	
職員育成のための研修は行われているか	関係書類等により確認する	関係書類等により確認する		<ul style="list-style-type: none"> 随時、事業所における職場内研修を実施している。 図書館事業に関わる研修は5回8人が参加した。 公民館事業に関わる研修としては、国立教育政策研究所による社会教育主事資格取得のための講習のほか、5回6人が参加した。 	A	

業務履行内容		評価項目	評価方法	確認結果 (具体的な確認事項、根拠)	評価	特記事項 現地確認事項
⑤利用許可業務						
利用料金は適正に設定されているか	利用料金が市と協議した設定となっているか 確認する			・八潮市立公民館設置及び管理条例に基づき適切に徴収されている。	A	
利用料金の減免の手續きは適正に行われているか	関係書類等により確認する			・減免238件 ・免除対象：八潮市、八條公民館 ・減額対象：社会教育団体、福祉関係団体（50%減額）	A	
利用料金の徴収は適正に執行されているか	利用料金の徴収が適正に執行されているか確認する			・10日毎の利用料金徴収報告により現金収納を確認している。 ・埼玉県東南部地域公共施設予約案内システム（まんまるとよやく）の口座振替により適正に執行されている。 ・滞納はない。	A	
利用者の公平な選考を行っているか	事業計画及び関係書類により現状を確認する			・八潮市立図書館設置及び管理条例、八潮市立公民館設置及び管理 条例に基づき、適切に運営されている。 ・埼玉県東南部地域公共施設予約案内システム（まんまるとよやく） による抽選機能で公平に利用者を選考している。	A	
⑥施設設備及び物品の維持管理						
各部の施設維持管理が良好な状態に維持されているか	正常に維持されているか、保守点検や修繕の 状況について関係書類及び現状を確認する			・特定建築物、建築設備、施設内のエレベーターに法定点検の義務 があり、適切に行われている。 ・受水槽、消防設備、電気設備等についても点検が行われ、適切に 管理できている。	A	
施設の改修・修繕は市と協議の上で行われているか	修繕の箇所、経緯について関係書類を確認す る			・定例会、月次報告書により確認 ・大規模改修までの間の修繕箇所等について優先順位の資料を作成 し、協議した。	A	
施設の保安管理が適切に行われているか	施設の警備状況について関係書類及び現状を 確認する			・施設責任者を決め適切に施錠ができている。 ・警備会社と契約し、施錠後に侵入者があった場合、警備員が見回 りを行っている。	A	
清掃業務等が適切に行われているか	業務範囲が的確に処理されているか関係書類 により確認する			・清掃業務委託を行い、共用部と図書館全般は毎日、図書館と公民 館の細部は1日毎交互に清掃している。	A	
安全衛生管理に配慮した業務運営、管理 がされているか	施設の安全衛生管理の状況について関係書類 及び現状を確認する			・年1回、職員全員の健康診断を行っている。	A	
物品（備品）の管理は適切に行われてい るか	台帳により確認			・備品台帳により確認 ・台帳については適切に管理されている。	A	

業務履行内容		評価項目	評価方法	確認結果 (具体的な確認事項、根拠)	評価	特記事項 現地確認事項
⑦経費の執行管理						
経費を効率的に運用する工夫はされているか	関係書類やヒアリングにより確認する			・こまめな消灯・空調切替を行い、無駄なエネルギー消費を抑えている。	A	
経費を適正に執行管理するための体制が確保されているか	体制の状況について現状を確認する			経費の執行には、上司の決裁に基づいており、体制を確保している。また、指定管理者では判断の困難な経費執行については、市と協議している。	A	
資金の適正な管理と経理内容の明確化が図られているか	経理内容について帳簿及び関係書類により確認する			経理内容について具体的な記載があり、明確化が図られている。	A	
経費に係る経理規程等の整備が行われているか	作成状況及びその内容について確認する			経理規程を整備している。	A	
⑧その他の事項						
業務の一括委託などは行われていないか	委託契約書等の関係書類で確認する			清掃業務と警備業務、その他施設管理について委託を行っている。契約書により確認。	A	
賠償保険に加入しているか	保険証書等により賠償保険の保険内容等を確認する			賠償責任保険 契約証明書により確認	A	

【指定管理者自己評価及び業務改善に向けた分析】

(1)指定管理者自己評価

運営も2年目に入り、図書館・公民館共に安定した運営を行っています。講座や事業数も増え、来館者数や貸出数も概ね増加傾向と言えます。今年度は、システム更新での長期休館や令和7年1月28日に発生した道路の陥没による交通状況の変化があり、来館者数や貸出数などの実績に影響が出ています。道路状況については、今後の経過を見つつ、改めて来館のきっかけとなる集客イベントを行うなど、改善措置を検討してまいります。

令和7年1月に実施した利用者アンケートにおいては「満足」、「やや満足」の回答が70%を超え、前年度の65%と比較し、より良い評価をいただくことが出来ました。「不満足」といった回答も0.6%と減少し、運営の向上が図れたと考えます。

上記を踏まえ、管理運営において前年度以上に利用者より評価いただけました。

(2)業務改善に向けた分析

【施設管理について】

空調設備、排煙窓、感知器、非常用放送機器、非常照明など、大規模な修繕が必要な設備については、長期的な計画として市と協議をし、進めてまいります。小規模な修繕としては、児童コーナーや会議室の床の剥がれなど、利用者の怪我に繋がりにくい箇所を中心に進める予定です。

【図書館の運営について】

さらなる集客、貸出数の増加を促進すべく、事業の見直しや書架のレイアウト変更等が続けていく予定です。交通事情により、子ども図書館へのアクセスが悪いため、保護者と来館できる土日に親子で参加できる事業を公民館・図書館合わせて組んでいきたいと考えます。また、高齢者の多いエリアの為、高齢者施設への団体貸出やアウトリーチ等も検討していきます。

【公民館の運営について】

各講座はどちらも満足度が高いため、大きな見直しは行わず、需要の高い“健康分野”と今後の集客に欠かせない子育て世代の“親子向け講座”に力を入れていく予定です。空調設備の修繕が叶うなら、新規定期講座として歌声サロンや、体を動かす講座等の拡充を図りたいと考えています。

【所管課所見】

令和5年度より指定管理者がヤオキョウ商事株式会社に代わり、令和5年度の入館者数は105,417人であったが、令和6年度は99,427人となり、6%減となった。その理由としては図書館システムの更新による利用者や施設事故による利用者の減少が考えられる。

また、利用者を対象としたアンケート結果によると、総合的な評価は「満足」及び「やや満足」で71.1%を占めており、指定管理者制度として成果があったと考えられる。

総合評価

A

番 号	1		
事業名	応急物資確保事業	担当課	危機管理防災課
事業目的	災害発生時に必要となる避難者・帰宅困難者及び災害対策従事者の食糧や飲料水、生活必需品などを確保する。		
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・八潮市地域防災計画における想定避難者数4,545人に対して、3日分の食糧及び飲料水等を確保する。 ・災害対応業務従事職員等分の食糧及び飲料水等の備蓄を行う。 ・帰宅困難者への食糧及び飲料水等の備蓄を行う。 ・平成29年度から3箇年かけて、備蓄計画の作成検討を行う。 ・市民に対し、家庭における備蓄の啓発を行う。 		

(1) 事業の評価に対する評価

必要性、目標達成度、実施内容・方法及び公平性の評価項目について、外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。

評価項目	担当課の評価	委員会の評価 (平均点)	委員会の点数内訳 (5段階評価)				
			5点	4点	3点	2点	1点
必要性	非常に高い	5.0	5人				
目標達成度	達成した	4.2	2人	2人	1人		
実施内容・方法	見直しの余地がある	4.4	2人	3人			
公平性	非該当	4.8	4人	1人			

※委員会の評価（平均点）は小数点以下第2位を四捨五入している。

(2) 総合評価に対する評価

担当課の総合評価（最終目標に対する進捗状況）に対し外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。

担当課の評価	委員会の評価		委員会の点数内訳 (5段階評価)				
		合計点/満点	5点	4点	3点	2点	1点
☆☆ 概ね順調	A：最適な評価	23点/25点	3人	2人			

(3) 事務事業評価に対する主な意見

- ① 必要性について、災害時の食糧等を準備しておくことは、市民の生命・身体の安全を確保するために重要なことであり、当該事務事業について市が関与する必要性を「非常に高い」と

した評価は妥当である。

② 目標達成度について、活動指標の計画値以上の食糧備蓄が確保できており、「達成した」とした評価は妥当である。備蓄に関しては、市が実施するだけでなく、市内の企業における備蓄や保管場所の確保に向けた取組みも重要であり、周知を進める必要がある。

③ 目標達成度について、判断理由に「八潮市地域防災計画の震災時の想定避難者数に基づき、当面3日分の食糧備蓄が確保されている」とあるが、妥当な判断基準なのか疑問である。避難者・帰宅困難者・災害対策従事者向けの備蓄を確保することを事業目的としているが、活動指標においては、避難者向けの数量（しかも最低限度とされている数量）を計画値として設定している。備蓄計画を策定中とのことなので、早急な作成と計画値の見直しを期待する。

④ 実施内容・方法について、「見直しの余地がある」とした評価は妥当であるが、備蓄スペースが足りないままで、備蓄品の種類・数量等の検討を行うだけでは不十分ではないか。保管場所について課題の中心事項として挙げているのであれば、対応策に真っ先に挙げるべき問題だと思われる。また、家庭や企業における備蓄の把握なども検討できないか。

(4) 今後の方向性について

担当課の今後の方向性は、「見直して継続【重点化】」であるが、本委員会の意見としては、「現状維持」が2人、「重点化」が3人であった。このことから、今後の事業については、重点化についても検討して欲しい。

(5) 当該事業に対する主な意見・提案等

① 自助・共助・公助という役割分担は必要不可欠だが、自助や共助のための啓蒙啓発を市として絶えず発信することが重要である。

② 帰宅困難者対策をどこまで実施すればよいのかがあいまいで、ほとんどなされていない印象を受けた。

③ 賞味期限の迫った備蓄物資については防災訓練等の際の炊き出しなどに使われているとのことであるが、これも本事業の重要な事業内容の一つであるように思われる。何らかの形で数値化・文書化し、事業評価に付け加えられると良いのではないか。

年度外部評価シート
【事務事業評価編】

事業名	
担当部名	担当課

評価委員氏名 ()

市の評価と委員の評価の“差”に応じて点数を決定
5点：最適な評価 4点：適切な評価
3点：概ね適切な評価 2点：やや適切でない評価
1点：適切でない評価

評価項目	評価項目の説明	市の評価	委員の評価	各項目の評価	評価の理由
① 必要性	市民ニーズ		A：非常に高い B：高い C：ある程度認められる	高 ← 5 4 3 2 1 → 低	
	安全・安心	・市民からの要望が多いか ・社会情勢の変化に対応しているか ・利用者や対象者の減少など、事業の必要性が薄れていないか ・市が事業を廃止・休止した場合、市民に与える影響はないか ・生活水準の維持・向上に寄与しているか			
	生活の安定				
	その他				
② 目標達成度	目標の達成度	・目的(目標)は適切か ・事業実施における成果は上がっているか	A：達成した(100%) B：概ね達成できた(80%以上) C：達成できなかった(80%未満)	高 ← 5 4 3 2 1 → 低	
	活動指標・評価指標				
	成果の向上性	・市民満足度は高いか ・希望どおりの効果が得られたか ・事業の達成度を測る指標の設定は適当か			
	その他				
③ 実施方法内容	費用対効果	・効率が図られているか ・最少の経費で最大の効果が得られているか	余地が大きい 余地がある 余地が全くない	高 ← 5 4 3 2 1 → 低	
	実施主体	・事業(国、県、市、民間、指定管理者等)は適当か ・事業の進め方や手続きが適当か ・事業のスケジュールどおり進められたか			
	手段				
	その他				
④ 公平性	サービスの優位性		偏りがある やや偏りがある 偏りがない 非該当	高 ← 5 4 3 2 1 → 低	
	サービスの対象者	・事業の意義・目的が市民の大部分に及ぶか ・サービスが一部の市民に偏っていないか			
	受益者負担	・サービスが一部の市民に偏っている場合、サービスに応じた負担(使用料や手数料等)を支払っているか	余地がある 余地がない 受益者負担がない 非該当		
	その他				

⑤ 総合評価	
市の評価	委員の評価
	☆☆☆：順調 ☆☆☆：概ね順調 ☆：遅れ
(評価の理由)	
事業に対するご意見・ご提案等	
高 ← 5 4 3 2 1 → 低	

⑥ 今後の方向性	
<input type="checkbox"/> ：重点化	<input type="checkbox"/> ：現状維持
<input type="checkbox"/> ：縮小	<input type="checkbox"/> ：休止・廃止
<input type="checkbox"/> ：その他	

年度外部評価シート【年次事業評価編】

施設名	
担当部署名	担当課名

市の評価と委員の評価の“差”に応じて点数を決定
 5点: 最高の評価 4点: 適切な評価
 3点: 概ね適切な評価 2点: やや適切でない評価
 1点: 適切でない評価

評価委員氏名 ()

評価項目	評価項目の説明	評価基準	市の評価	委員の評価	各項目の評価	評価の理由
①開館時間	開館予定日、開館時間は守られているか	A: 達成している。 B: 概ね達成している。 C: 達成していない。			高 ← 5 4 3 2 1 低 →	
②管理執行体制に関する事項	業務を遂行するための必要な職員は確保されているか 業務の処理に適した執行体制や処理過程におけるチェック機能が確保されているか 業務に従事する職員は、関係法令を遵守しているか	A: 達成している。 B: 概ね達成している。 C: 達成していない。			高 ← 5 4 3 2 1 低 →	
③個人情報保護	八潮市個人情報保護条例に基づき適正に取り扱われているか 個人情報の管理及び取り扱いに係るマニュアル等の作成がなされているか	A: 達成している。 B: 概ね達成している。 C: 達成していない。			高 ← 5 4 3 2 1 低 →	
④利用者への対応及びサービス等の向上	事業計画に基づいた行事は行われているか 利用者へのアンケート調査などを実施し、自己分析や業務改善を行っているか 市民からの苦情等のトラブルの対応は適切に行われているか 職員育成のための研修は行われているか	A: 達成している。 B: 概ね達成している。 C: 達成していない。			高 ← 5 4 3 2 1 低 →	
⑤利用許可業務	利用料金は適正に設定されているか 利用料金の減免の手続きは適正に行われているか 利用料金の徴収は適正に執行されているか 利用者の公平な選考を行っているか	A: 達成している。 B: 概ね達成している。 C: 達成していない。			高 ← 5 4 3 2 1 低 →	
⑥施設設備及び物品の維持管理	各部の施設維持管理が良好な状態に維持されているか 施設の改修・修繕は市と協議の上で行われているか 施設の保安管理が適切に行われているか 清掃業務等が適切に行われているか 安全衛生管理に配慮した業務運営、管理がされているか 物品(備品)の管理は適切に行われているか	A: 達成している。 B: 概ね達成している。 C: 達成していない。			高 ← 5 4 3 2 1 低 →	
⑦経費の執行管理	経費を効率的に運用する工夫はされているか 経費を適正に執行管理するための体制が確保されているか 資金の適正な管理と経理内容の明確化が図られているか 経費に係る経理規定等の整備が行われているか	A: 達成している。 B: 概ね達成している。 C: 達成していない。			高 ← 5 4 3 2 1 低 →	
⑧その他の事項	業務の一括委託などは行われていないか 賠償保険に加入しているか	A: 達成している。 B: 概ね達成している。 C: 達成していない。			高 ← 5 4 3 2 1 低 →	
⑨総合評価	(評価の理由)	S: 全てA、指数5以上 A: 2/3以上A(C無)、指数4以上 B: 1/2以上A(C無)、指数3以上 C: 1/2未満A(C無)、指数2以上 D: Cがある、指数1			高 ← 5 4 3 2 1 低 →	1. 事業員業に 対し 採 取 す る 等

八潮市外部評価委員会委員 名簿

	氏 名 (敬称略)	任用期間
委員長	服部 清二 (元八潮市監査委員)	令和7年8月1日から 令和9年7月31日まで
委員長 職務代理	若尾 岳志 (獨協大学法学部教授)	令和7年8月1日から 令和9年7月31日まで
委員	清水 努 (税理士)	令和7年8月1日から 令和9年7月31日まで
委員	齋藤 洋子 (八潮市商工会)	令和7年8月1日から 令和9年7月31日まで
委員	所 真紀子 (公募)	令和7年8月1日から 令和9年7月31日まで